

IV 公 共 料 金 、 助 成 ・ 融 資 制 度 等

1 保育所徴収金

札幌市		
ア 市徴収基準額表	入 所 児 童 の 属 する 世 帯 の 階 層 区 分	
	区分	定 義
	A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付」受給世帯
	B 1	市町村民税が非課税の世帯
	C 1	A階層及びB階層を除き、市町村民税の所得割額がいずれかの区分に該当する世帯
	D 1	48,600円以上 67,000円未満
	D 2	67,000円以上 97,000円未満
	D 3	97,000円以上 140,000円未満
	D 4	140,000円以上 169,000円未満
	D 5	169,000円以上 254,000円未満
	D 6	254,000円以上 301,000円未満
	D 7	301,000円以上 341,000円未満
	D 8	341,000円以上 397,000円未満
	D 9	397,000円以上
	ひとり親家庭等(母子(父子)家庭の世帯、障がい者(児)同居世帯)の世帯に係る負担額	
	B 0	市町村民税が非課税の世帯
	C 0	A階層及びB階層を除き、市町村民税の所得割額がいずれかの区分に該当する世帯
	D01	48,600円以上 67,000円未満
	D02	67,000円以上 77,101円未満
	(備考)	
	①3歳児以上の利用者負担額は、令和元年10月からの幼児教育・保育無償化に伴い、無料となります。	
	②階層区分について	
	・保育料の階層区分は、世帯の市町村民税額が「課税」か「非課税」か、「課税」の場合(均等割のみ課税の場合を含む)	
	・市民税の所得割額を計算する場合には、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、	
	・階層区分は、4月～8月は前年度分の市町村民税の所得割額、9月～翌年3月は当年度分の市町村民税の所得割額	
	③多子軽減について	
	令和6年度からは、保護者と生計を一にする子ども(※)について、最も年齢の高い児童については上表の金額となり、	
	※別居している場合でも、生活費や学資金、療養費等を常を送金している場合や、余暇には起居を共にしている場合	
イ 第二子以降軽減状況	「ア (備考) ③多子軽減について」のとおり	
ウ 保育料収納率	99.49 % (令和6年度現年度分)	

利用者負担額	
保育標準時間認定 3歳未満の児童	保育短時間認定 3歳未満の児童
0 円	0 円
0 円	0 円
11,000 円	10,820 円
15,680 円	15,420 円
22,550 円	22,170 円
30,250 円	29,740 円
39,600 円	38,930 円
45,870 円	45,100 円
53,740 円	52,830 円
60,170 円	59,150 円
65,450 円	64,340 円
75,900 円	74,610 円

0 円	0 円
4,400 円	4,400 円
4,400 円	4,400 円
4,400 円	4,400 円

は世帯の市町村民税所得割額の合計によって決定します。
配当割額・株式等譲渡所得割額控除によって減税されている方の場合、これらの金額を足し戻して計算し、保育料を決定します。
により決定します。

2人目以降は無料となります。
には「生計を一にする」ものとなります。

		仙 台 市				
ア 市徴収基準額表						
階層区分	階層認定の基準	保育利用(2号・3号認定)3歳未満児				
		利用者負担額<保育料>(主食費・副食費含む)				
		保育標準時間		保育短時間		
		第1子	第2子	第1子	第2子	
	A	生活保護世帯	円	円	円	円
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	
C1	市町村民税均等割のみ課税世帯	7,650	2,290	7,650	2,290	
C2	市町村民税所得割課税世帯	所得割額 48,600円未満	8,860	2,650	8,860	2,650
C3		54,000円未満	11,700	3,970	11,700	3,970
C4		57,700円未満	15,300	5,810	15,300	5,810
		69,000円未満				
C5		77,101円未満	20,700	8,690	20,400	8,600
		83,000円未満				
C6		97,000円未満	27,400	12,600	27,000	12,400
C7		114,000円未満	33,500	16,750	33,000	16,500
C8		134,000円未満	39,000	19,500	38,400	19,200
C9		169,000円未満	44,500	22,250	43,800	21,900
C10		221,000円未満	49,900	24,950	49,100	24,550
C11		301,000円未満	55,400	27,700	54,500	27,250
C12		397,000円未満	59,200	29,600	58,200	29,100
C13		457,000円未満	62,400	31,200	61,400	30,700
C14		519,000円未満	65,200	32,600	64,100	32,050
C15		611,000円未満	67,600	33,800	66,500	33,250
C16		611,000円以上	70,000	35,000	68,900	34,450
	市町村民税の未申告または確認のできない世帯					
		・令和7年4月から教育・保育給付認定を受けて教育・保育施設、地域型保育事業(小規模保育・保育施設等)を利用する場合は、各施設で設定した利用者負担額をご負担いただくことになります。 ・第3子以降の利用者負担額(保育料)及び副食費の負担はありませんが、主食費はご負担いただき ・その他、施設によって個別の費用(教材費、行事費など)が発生する場合があります。施設に直接 注) 1. 年齢について 【教育利用(1号認定)】は、満年齢です。 【保育利用(2・3号認定)】は、令和7年3月31日時点の年齢(クラス年齢)です。 2. 利用者負担額<保育料>の階層認定および副食費徴収免除判定の基準について ・児童の父母(保護者)の市町村民税所得割額の合計により決定します。なお、税額控除(配当控 【4月～8月分】:令和6年度の市町村民税(令和5年1月～12月收入分) 【9月～翌3月分】:令和7年度の市町村民税(令和6年1月～12月收入分) ・政令指定都市の所得割額は6%相当(名古屋市は5.7%)の税率を適用して計算します。 ・児童の父母の市町村民税により判定するほか、同居の祖父母など父母以外の扶養義務者を合算 ・課税額の確認ができない場合は、利用者負担額は最高階層(C16)となります。				
イ 第 二 子 以 降 軽 減 状 況		以下の各区分に該当するお子さまを年齢の高い順に第1子、第2子、第3子と数えます。保育利用(2・3号認定)の3歳未満児の利用者負担額について、第2子のお子さまは表の「第2子」欄が適用され、第3子以降のお子さまの利用者負担額は無料となります。 教育利用(1号認定)および保育利用(2号認定)の3歳以上児の副食費について、第3子以降のお子さまは免除されます。 ○教育利用(1号認定) 同一世帯の小学校3年生以下と対象施設(※)に入学又は利用している未就学児童が対象です。(一時預かりは除きます) ○保育利用(2・3号認定) 対象施設(※)に入学又は利用している同一世帯の未就学児童が対象です。(一時預かりは除きます) ※対象入所施設: 保育所、幼稚園(プレ幼稚園を除く)、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校の幼稚園、児童心理治療施設、企業主導型保育施設 対象利用制度: 児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援 ○保育利用(2・3号認定)3歳未満児で所得割額57,700円未満(C4階層の一部～C1階層)の世帯保護者と生計が同一の子が対象です。				
ウ 保 育 料 収 納 率		年度発生 :99.12% 滞納繰越分:28.19% 総括 :97.41%				

台 市							
利用者負担額 <保育料>	教育利用(1号認定)3歳以上児 保育利用(2号認定)3歳以下児			階層認定の基準			
	副食費		主食費 第1子 第2子 第3子以降				
	1号認定 第1子 第2子	2号認定 第1子 第2子					
無償	免除	免除	施設で定める額	生活保護世帯			
				市町村民税非課税世帯			
				市町村民税均等割のみ課税世帯			
				市町村民税所得割額 57,700円未満			
				77,101円未満			
				77,101円以上			
	施設で定める額	施設で定める額	施設で定める額	市町村民税の未申告または確認のできない世帯			
育ママ・地域枠の事業所内保育)を利用する場合(一時預かりを除く)に適用します。認可外保育							
ます。							
ご確認ください。							
除・住宅借入金等特別税額控除・寄附金税額控除等)の適用を受ける前の金額により決定します。							
する場合があります。							

		さい		い		た		ま		市	
ア 市徴収基準額表	各 月 初 日 の 利 用 児 童 の 属 す る 世 帯 の 階 層 区 分										
	階層区分		定 義								
	第 1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び保護者が里親である世帯									
	第 2	市町村民税非課税世帯									
	第 3	市町村民税均等割額のみの世帯									
	第 4			48,600円未満							
	第 5			48,600円以上		63,900円未満					
	第 6	第1階層を除き、前年度市町村民税(9月以降は当該年度市町村民税)の額の区分が次の区分に該当する世帯				63,900円以上 97,000円未満					
	第 7					97,000円以上 137,600円未満					
	第 8					137,600円以上 169,000円未満					
	第 9					169,000円以上 301,000円未満					
	第 10					301,000円以上 397,000円未満					
	第 11							397,000円以上			
	※ 利用者負担額に係る表中の児童年齢については、令和6年4月1日時点の年齢となります。										
※ 各階層における市町村民税とは、住宅借入金等特別控除等の税額控除(調整控除を除く)前の税額を言います。											
※ 政令指定都市では平成30年度より市民税所得割額の税率が8%となりましたが、利用者負担額の決定においては従前の6%に換算された金額を使用しています。											
イ 第二子以降軽減状況	●二人以上の児童が保育園・幼稚園・認定こども園等に在籍している場合 最も年齢の高い児童(1人目)…………… 通常利用者負担額 次に年齢の高い児童(2人目)…………… 通常利用者負担額の2分の1 その他の児童(3人目以降)…………… 無料 ●年収360万円未満相当の多子世帯におけるきょうだいの人数のカウントについて、上の子の年齢制限を撤廃。 ●年収360万円未満相当の要保護世帯等について、1人目を通常利用者負担額の2分の1(ただし市第6階層の一部(市町村民税所得割額63,900円以上77,101円未満)に該当する児童は0～2歳児9,000円、2人目以降を無料とする。										
ウ 保育料収納率	98.1%(令和6年度) 現年度分:99.54% 過年度分:21.95%										

利 用 者 負 担 額 (単 位 : 円 / 月)			
3歳未満児		3歳以上児	
標準時間	短時間	標準時間	短時間
0	0	0	0
0	0	0	0
8,000	7,800	0	0
10,000	9,800	0	0
12,500	12,200	0	0
19,500	19,100	0	0
33,000	32,400	0	0
44,000	43,200	0	0
55,000	54,000	0	0
60,000	58,900	0	0
72,800	71,500	0	0

区 分		千 葉 市									
ア	市徴収基準額表	令和7年度保育料(月額)		保育標準時間				保育短時間			
		階層 区分	定 義	3歳以上児		3歳未満児		3歳以上児		3歳未満児	
				基準額	1/2額	基準額	1/2額	基準額	1/2額	基準額	1/2額
		A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者が属する世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
		B	A階層、C2階層及びD1～D13階層を除き 市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
		C1	A階層、B階層並びにC2階層及びD1～D13階層を除き 市町村民税所得割非課税世帯	0	0	4,110	2,050	0	0	4,040	2,020
		C2	A階層を除き市民税所得割課税額 48,600円未満の世帯	0	0	6,170	3,080	0	0	6,070	3,030
		D1	A階層を除き市民税所得割課税 48,600円以上51,500円未満の世帯	0	0	11,180	5,590	0	0	10,990	5,490
		D2	A階層を除き市民税所得割課税額 51,500円以上56,600円未満の世帯	0	0	14,960	7,480	0	0	14,710	7,350
		D3	A階層を除き市民税所得割課税額 56,600円以上74,000円未満の世帯	0	0	18,840	9,420	0	0	18,520	9,260
		D4	A階層を除き市民税所得割課税額 74,000円以上97,000円未満の世帯	0	0	26,650	13,320	0	0	26,200	13,100
		D5	A階層を除き市民税所得割課税額 97,000円以上112,000円未満の世帯	0	0	33,450	16,720	0	0	32,880	16,440
		D6	A階層を除き市民税所得割課税額 112,000円以上132,000円未満の世帯	0	0	40,760	20,380	0	0	40,070	20,030
		D7	A階層を除き市民税所得割課税額 132,000円以上169,000円未満の世帯	0	0	44,000	22,000	0	0	43,250	21,620
		D8	A階層を除き市民税所得割課税額 169,000円以上203,800円未満の世帯	0	0	51,690	25,840	0	0	50,810	25,400
		D9	A階層を除き市民税所得割課税額 203,800円以上301,000円未満の世帯	0	0	54,330	27,160	0	0	53,410	26,700
		D10	A階層を除き市民税所得割課税額 301,000円以上397,000円未満の世帯	0	0	57,460	28,730	0	0	56,480	28,240
		D11	A階層を除き市民税所得割課税額 397,000円以上480,000円未満の世帯	0	0	60,600	30,300	0	0	59,570	29,780
		D12	A階層を除き市民税所得割課税額 480,000円以上671,800円未満の世帯	0	0	65,750	32,870	0	0	64,630	32,310
		D13	A階層を除き市民税所得割課税額 671,800円以上の世帯	0	0	70,900	35,450	0	0	69,690	34,840
要保護		世帯等									
C1	A階層、B階層並びにC2階層及びD1～D13階層を除き 市町村民税所得割非課税世帯	0	0	2,050	0	0	0	2,020	0		
C2	A階層を除き市民税所得割課税額 48,600円未満の世帯	0	0	3,080	0	0	0	3,030	0		
D1	A階層を除き市民税所得割課税 48,600円以上51,500円未満の世帯	0	0	5,590	0	0	0	5,490	0		
D2	A階層を除き市民税所得割課税額 51,500円以上56,600円未満の世帯	0	0	7,480	0	0	0	7,350	0		
D3	A階層を除き市民税所得割課税額 56,600円以上74,000円未満の世帯	0	0	9,000	0	0	0	9,000	0		
D4*	A階層を除き市民税所得割課税額 74,000円以上77,101円未満の世帯	0	0	9,000	0	0	0	9,000	0		
D4	A階層を除き市民税所得割課税額 77,101円以上97,000円未満の世帯	基準額									
※階層区分は、4月～8月は前年度の市民税額に基づく利用者負担額、9月～翌年3月は当年度の市民税額に基づく利用者負担額となります。 ※階層区分認定の基礎となる課税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。 ※利用者負担額は、児童の父母の課税額の合計により算定するほか、同居の祖父祖母など父母以外の扶養義務者の課税額から決定する場合があります。											
イ	第二子以降軽減状況	【R7.8月まで】 ●同一世帯から就学前児童が2人以上同時に、下記対象施設を利用している場合、その中で最も年齢の高い児童(1人目)の保育料は基準額、次に年齢の高い児童(2人目)の保育料は1/2額、その他の児童(3人目以降)の保育料は無料とします。 ※対象施設 保育所(園)・幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定)・認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第6条第2項に規定)・特別支援学校幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)第76条第2項に規定)・児童心理治療施設(児童福祉法第43条の5に規定)・児童発達支援(児童福祉法第6条の2第2項に規定)・医療型児童発達支援(児童福祉法第6条の2第3項に規定) ●平成28年度からの多子軽減制度の拡大により、以下の利用者負担額軽減を行います。 ①父母等(保育料算定対象者)の市民税所得割課税額の合算額が57,700円未満の世帯では、何人目かを決定する際の算定対象となる児童の年齢制限と同時入所要件を撤廃します。また、下記要保護世帯等に該当する場合は、前述の撤廃に加え、要保護世帯等料金が適用となります。 ②父母等(保育料算定対象者)の市民税所得割課税額の合算額が57,700円以上～77,101円未満の世帯が、下記要保護世帯等に該当する場合は、何人目かを決定する際の算定対象となる児童の年齢制限と同時入所要件を撤廃し、要保護世帯等料金が適用となります。 【要保護世帯等】ひとり親世帯、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳のいずれかの交付を受けた者又は国民年金の障害基礎年金の受給者が同一生計に属する世帯									
ウ 保 育 料 収 納 率		99.4%(令和6年度現年)									

		川崎 市														
ア 市徴収基準額表 イ 第二子以降軽減状況 (令和7年度) ※令和6年4月改定	階層 区分	被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給者、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親である保護者	保育所、認定こども園(3号) 小規模保育(A型) 事業所内保育(保育所型)				小規模保育(B型)、 事業所内保育(小規模型)				家庭的保育、 小規模保育(C型)		(参考) 国が定める 上限額 保育標準時間			
			保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間		3歳未満児保育料		3歳未満			
			基 本 保育料	第2子	基 本 保育料	第2子	基 本 保育料	第2子	基 本 保育料	第2子						
			A	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
			B	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
			C 1	市民税均等割のみ	5,300	2,650	5,200	2,600	3,600	1,800	3,500	1,750	2,800	1,400	19,500	
			C 2	市民税所得割課税額 5,000円未満	6,300	3,150	6,100	3,050	4,100	2,050	4,000	2,000	3,400	1,700		
			C 3	5,000円以上 48,600円未満	7,100	3,550	6,900	3,450	5,000	2,500	4,900	2,450	3,800	1,900		
			C 4	48,600円以上 50,400円未満	9,200	4,600	9,000	4,500	6,500	3,250	6,400	3,200	4,900	2,450		
			C 5	50,400円以上 60,000円未満	11,700	5,850	11,500	5,750	9,400	4,700	9,200	4,600	7,500	3,750	30,000	
			C 6	60,000円以上 70,800円未満	14,700	7,350	14,400	7,200	11,800	5,900	11,600	5,800	9,400	4,700		
			C 7	70,800円以上 84,600円未満	18,200	9,100	17,800	8,900	14,600	7,300	14,400	7,200	11,600	5,800		
			C 8	84,600円以上 97,000円未満	22,000	11,000	21,600	10,800	17,600	8,800	17,300	8,650	14,100	7,050		
			C 9	97,000円以上 108,600円未満	25,700	12,850	25,200	12,600	20,600	10,300	20,300	10,150	16,400	8,200	44,500	
			C 10	108,600円以上 123,000円未満	29,500	14,750	28,900	14,450	23,600	11,800	23,200	11,600	18,900	9,450		
			C 11	123,000円以上 138,600円未満	33,300	16,650	32,700	16,350	26,600	13,300	26,200	13,100	21,300	10,650		
			C 12	138,600円以上 154,200円未満	37,200	18,600	36,500	18,250	29,800	14,900	29,300	14,650	23,800	11,900		
			C 13	154,200円以上 169,000円未満	41,200	20,600	40,500	20,250	33,000	16,500	32,500	16,250	26,400	13,200	61,000	
			C 14	169,000円以上 183,900円未満	45,200	22,600	44,400	22,200	36,200	18,100	35,600	17,800	28,900	14,450		
			C 15	183,900円以上 204,600円未満	50,000	25,000	49,100	24,550	40,000	20,000	39,300	19,650	32,000	16,000		
			C 16	204,600円以上 234,600円未満	54,500	27,250	53,500	26,750	43,600	21,800	42,900	21,450	34,800	17,400		
			C 17	234,600円以上 258,600円未満	57,000	28,500	56,000	28,000	45,600	22,800	44,800	22,400	36,500	18,250	80,000 (保育単価限度)	
			C 18	258,600円以上 276,600円未満	59,000	29,500	58,000	29,000	47,200	23,600	46,400	23,200	37,800	18,900		
			C 19	276,600円以上 301,000円未満	60,500	30,250	59,400	29,700	48,400	24,200	47,600	23,800	38,700	19,350		
			C 20	301,000円以上 321,700円未満	65,500	32,750	64,300	32,150	52,400	26,200	51,500	25,750	41,900	20,950		
			C 21	321,700円以上 341,200円未満	70,000	35,000	68,800	34,400	56,000	28,000	55,100	27,550	44,800	22,400	104,000 (保育単価限度)	
			C 22	341,200円以上 366,700円未満	73,000	36,500	71,700	35,850	58,400	29,200	57,400	28,700	46,700	23,350		
			C 23	366,700円以上 397,000円未満	74,000	37,000	72,700	36,350	59,200	29,600	58,200	29,100	47,300	23,650		
			C 24	397,000円以上 475,300円未満	81,500	40,750	80,100	40,050	65,200	32,600	64,100	32,050	52,100	26,050		
			C 25	475,300円以上	82,800	41,400	81,400	40,700	66,200	33,100	65,100	32,550	52,900	26,450		
			注1 この表の市民税の額は、令和7年4月～令和7年8月分保育料については、世帯の令和6年度市民税額の 世帯の令和7年度市民税額の年額となります(配当控除、住宅借入金等特別控除、市町村等に対する寄附 注2 3歳以上の保育料は無料です。 注3 きょうだいの年齢、利用施設・事業にかかわらず、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は 無料となっているお子さんについても、人数の計算に含めます。) 注4 児童の年齢が年度途中で3歳に達した場合でも、年度中は3歳未満児の額を適用します。 注5 延長保育を利用する場合は、別途延長保育料が必要です。(A・B 階層を除く)													
			ウ 保 育 料 収 納 率		99.62%(令和6年度決算)											

横 浜 市																
ア 市徴収基準額表 イ 第二子以降軽減状況	令和6年4月1日現在															
	(単位:円)															
	負担 区分	認定区分	1号		2号(3歳児～)				3号(0～2歳児)				3号(0～2歳児)			
		対象施設・事業	認定こども園(教育利用) 幼稚園		認定こども園(保育利用)、認可保育所				認定こども園(保育利用)、認可保育所				小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問 型保育事業、新制度対象の事業所内保育事業			
		きょうだい区分	第1子	第2子	第1子		第2子	第1子		第2子	第1子		第2子	第1子		第2子
		保育必要時間			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	B	市民税非課税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	C	市民税均等割のみ	0	0	0	0	0	0	6,700	6,500	2,300	2,200	4,000	3,900	1,600	1,500
	市民税 所得割 額※	D1 市民税所得割課税額 10,000円以下	0	0	0	0	0	0	8,200	8,000	2,900	2,800	5,100	5,000	2,100	2,000
		D2 10,001円以上 ～ 48,600円以下	0	0	0	0	0	0	10,000	9,800	3,500	3,400	6,300	6,100	2,500	2,400
		D3 48,601円以上 ～ 50,400円以下	0	0	0	0	0	0	12,500	12,200	4,400	4,300	8,600	8,400	3,400	3,300
		D4 50,401円以上 ～ 57,700円以下	0	0	0	0	0	0	14,500	14,200	5,100	5,000	10,800	10,600	4,300	4,200
		D5 57,701円以上 ～ 77,100円以下	0	0	0	0	0	0	16,500	16,200	5,800	5,700	13,100	12,800	5,100	5,000
		D6 77,101円以上 ～ 97,000円以下	0	0	0	0	0	0	20,400	20,000	7,100	6,900	19,000	18,600	7,100	6,900
		D7 97,001円以上 ～ 102,600円以下	0	0	0	0	0	0	25,000	24,500	8,800	8,600	21,900	21,500	8,800	8,600
		D8 102,601円以上 ～ 120,600円以下	0	0	0	0	0	0	29,000	28,500	10,200	10,000	26,900	26,400	10,100	9,900
		D9 120,601円以上 ～ 138,600円以下	0	0	0	0	0	0	34,000	33,400	11,900	11,600	31,100	30,500	11,900	11,600
		D10 138,601円以上 ～ 169,000円以下	0	0	0	0	0	0	38,000	37,300	13,300	13,000	35,000	34,400	13,300	13,000
		D11 169,001円以上 ～ 174,900円以下	0	0	0	0	0	0	41,500	40,700	14,500	14,200	38,100	37,400	14,500	14,200
		D12 174,901円以上 ～ 192,900円以下	0	0	0	0	0	0	44,500	43,700	15,600	15,300	41,000	40,300	15,600	15,300
		D13 192,901円以上 ～ 211,200円以下	0	0	0	0	0	0	47,500	46,600	21,400	21,000	43,800	43,000	21,400	21,000
		D14 211,201円以上 ～ 228,900円以下	0	0	0	0	0	0	50,200	49,300	22,600	22,200	46,200	45,400	22,600	22,200
		D15 228,901円以上 ～ 246,700円以下	0	0	0	0	0	0	53,000	52,000	23,900	23,400	48,800	47,900	23,900	23,400
		D16 246,701円以上 ～ 255,700円以下	0	0	0	0	0	0	55,000	54,000	24,800	24,300	50,600	49,700	24,800	24,300
		D17 255,701円以上 ～ 264,700円以下	0	0	0	0	0	0	57,000	56,000	25,700	25,200	52,200	51,300	25,700	25,200
		D18 264,701円以上 ～ 273,700円以下	0	0	0	0	0	0	58,000	57,000	26,800	26,300	53,600	52,600	26,800	26,300
		D19 273,701円以上 ～ 282,700円以下	0	0	0	0	0	0	59,000	57,900	27,900	27,400	55,000	54,000	27,500	27,000
		D20 282,701円以上 ～ 291,700円以下	0	0	0	0	0	0	60,000	58,900	29,000	28,500	55,300	54,300	27,700	27,200
		D21 291,701円以上 ～ 301,000円以下	0	0	0	0	0	0	61,000	59,900	30,100	29,500	55,600	54,600	27,800	27,300
		D22 301,001円以上 ～ 309,700円以下	0	0	0	0	0	0	64,500	63,400	33,100	32,500	55,900	54,900	28,000	27,500
		D23 309,701円以上 ～ 335,800円以下	0	0	0	0	0	0	68,000	66,800	36,200	35,500	56,300	55,300	28,200	27,700
		D24 335,801円以上 ～ 361,300円以下	0	0	0	0	0	0	71,500	70,200	39,300	38,600	56,700	55,700	28,400	27,900
		D25 361,301円以上 ～ 387,700円以下	0	0	0	0	0	0	73,600	72,300	39,700	39,000	57,200	56,200	28,600	28,100
		D26 387,701円以上 ～ 397,000円以下	0	0	0	0	0	0	75,600	74,300	40,000	39,300	57,700	56,700	28,900	28,400
		D27 397,001円以上	0	0	0	0	0	0	77,500	76,100	42,600	41,800	58,100	57,200	29,100	28,600
	E0	市民税均等割のみでひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	2,300	2,200	0	0	1,600	1,500	0	0
	E1	D1階層でひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	2,900	2,800	0	0	2,100	2,000	0	0
	E2	D2階層でひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	3,200	3,100	0	0	2,500	2,400	0	0
	E3	D3階層でひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0
	E4	D4階層でひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0
	E5	D5階層でひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0
	「第3子」以降のお子さんの利用料は無料															
ウ 保 育 料 収 納 率	令和6年度現年度徴収率:99.65%															

令和7年度利用者負担額(0～2歳児)基準額表

児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額・円)			
階層区分	定 義	保育標準時間		保育短時間	
		1人目	2人目	1人目	2人目
A	生活保護法による保護を受けている世帯(単給世帯を含む。)若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親である世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている世帯	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0
C1	均等割のみ課税	6,300	3,150	6,200	3,100
C2	11,800円未満	7,600	3,800	7,500	3,750
C3	11,800円以上 ～ 48,600円未満	9,200	4,600	9,100	4,550
D1	48,600円以上 ～ 52,500円未満	13,400	6,700	13,200	6,600
D2	52,500円以上 ～ 55,000円未満	14,700	7,350	14,500	7,250
D3	55,000円以上 ～ 57,700円未満	16,300	8,150	16,100	8,050
D4	57,700円以上 ～ 64,000円未満	16,300	8,150	16,100	8,050
D5	64,000円以上 ～ 77,101円未満	18,000	9,000	17,700	8,850
D6	77,101円以上 ～ 79,000円未満	18,000	9,000	17,700	8,850
D7	79,000円以上 ～ 86,500円未満	21,300	10,650	21,000	10,500
D8	86,500円以上 ～ 97,000円未満	23,600	11,800	23,200	11,600
D9	97,000円以上 ～ 109,000円未満	26,500	13,250	26,100	13,050
D10	109,000円以上 ～ 124,000円未満	29,100	14,550	28,700	14,350
D11	124,000円以上 ～ 139,000円未満	32,000	16,000	31,500	15,750
D12	139,000円以上 ～ 154,000円未満	34,900	17,450	34,400	17,200
D13	154,000円以上 ～ 169,000円未満	38,000	19,000	37,400	18,700
D14	169,000円以上 ～ 199,000円未満	40,100	20,050	39,500	19,750
D15	199,000円以上 ～ 236,500円未満	43,600	21,800	42,900	21,450
D16	236,500円以上 ～ 260,500円未満	46,200	23,100	45,500	22,750
D17	260,500円以上 ～ 280,200円未満	48,800	24,400	48,000	24,000
D18	280,200円以上 ～ 301,000円未満	50,500	25,250	49,700	24,850
D19	301,000円以上 ～ 339,200円未満	53,200	26,600	52,300	26,150
D20	339,200円以上 ～ 373,000円未満	55,100	27,550	54,200	27,100
D21	373,000円以上 ～ 410,500円未満	56,400	28,200	55,500	27,750
D22	410,500円以上 ～	61,700	30,850	60,700	30,350

- ※1 利用者負担額は令和4年4月2日以降に生まれた児童について、利用者負担額が設定されます。年度途中に入所(園)した場合も同様です。令和7年4月～令和7年8月については令和6年度、令和7年9月～令和8年3月については令和7年度の市区町村民税額等を基に決定します。
課税額に変更があった方、仮決定を受けている方で税資料等を提出する方など、令和7年度の利用者負担額が変更になる方は、令和8年3月末日までに申し出てください。年度をまたいだの変更はできません。
- ※2 利用者負担額は、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、寄附金控除等を控除する前の市区町村民税所得割で算定します。
- ※3 指定都市(相模原市、横浜市、川崎市など)が市民税額を決定している場合、市民税額等に6/8を乗じて算出した額を基に決定します。
- ※4 同一世帯に、※5に該当する就学前児童がいる場合、この児童の出生順により、第2子の児童は基準額表の「2人目」の金額となり、第3子以降の児童については、利用者負担額が100%減額されます(これを多子軽減措置といいます)。ただし、C1～D3階層に該当する方で、生計を一にする兄弟等がいる場合は当該兄弟等を年齢制限なく第1子目などとして数えます。
- ※5 就学前の兄弟が認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業のほか、①企業主導型保育事業、②特別支援学校幼稚園、③福祉型・医療型児童発達支援センター、④児童心理治療施設通所部、⑤児童発達支援事業に入所又は利用している場合は、多子軽減の算定対象人数に含まれます。
減額にあたって、兄弟が上記施設①～⑤に入所又は利用している場合は、年度ごとに保護者からの申し出が必要となりますので、該当する場合は、『利用者負担額 きょうだい児多子軽減にかかる申出書』に、入所・利用施設等の在園証明等の必要書類を添え、利用施設等を所管する子育て支援センターまで提出してください。申出書は各子育て支援センターで配付しています。

ひとり親世帯等の利用者負担基準額表		利用者負担額(月額・円)			
階層区分		保育標準時間		保育短時間	
		1人目	2人目	1人目	2人目
C1	ひとり親世帯等とは、母子・父子世帯及び在宅障害児(者)のいる世帯のうち身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当、障害基礎年金等の受給者のいる世帯をいいます。	2,900	0	2,900	0
C2		3,500	0	3,500	0
C3		4,200	0	4,200	0
D1		4,500	0	4,500	0
D2		4,500	0	4,500	0
D3	保護者の失業・傷病などにより大幅に収入が下がる場合、階層区分の変更を受けることができる場合があります。該当する方は利用施設等を所管する子育て支援センターにご相談ください。	4,900	0	4,900	0
D4		4,900	0	4,900	0
D5		5,400	0	5,400	0

- ※7 令和7年4月～令和7年8月の利用者負担額については、令和6年度税制改正に伴い実施される定額減税を反映した後の市区町村民税所得割で算定します。

保育料金額表①												
保育料金額表②、③に該当しない場合に適用												
年齢区分（令和7年3月31日現在）				3歳未満児（3号認定）			3歳以上児（1号・2号認定）					
3号保育時間区分				保育標準時間認定			保育短時間認定			保育標準時間認定		
階層区分				第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
A	生活保護法による被保護世帯等			0	0	0	0	0	0	免除	免除	免除
B	市町村民税非課税世帯			0	0	0	0	0	0	免除	免除	免除
C	非課税世帯			11,000	0	0	10,800	0	0	免除	免除	免除
市町村民税所得割額	市民税額（8％課税額）	算定基準額（6％課税額）										
	D1	64,800	48,600	円未満	13,300	0	0	13,000	0	0	免除	免除
	D2A	76,900	57,700	円未満	16,300	4,070	0	16,000	4,000	0	免除	免除
	D2B	80,000	60,000	円未満	16,300	4,070	0	16,000	4,000	0	-	-
	D3A	102,900	77,101	円未満	20,500	5,120	0	20,100	5,020	0	-	-
	D3B	105,300	79,000	円未満	20,500	5,120	0	20,100	5,020	0		
	D4	129,300	97,000	円未満	25,000	6,250	0	24,500	6,120	0		
	D5	152,000	114,000	円未満	29,500	7,370	0	29,900	7,220	0		
	D6	186,600	140,000	円未満	33,000	8,250	0	32,400	8,100	0		
	D7	225,300	169,000	円未満	37,600	9,400	0	36,900	9,220	0	-	-
	D8	265,300	199,000	円未満	43,000	10,750	0	42,200	10,550	0		
	D9	401,300	301,000	円未満	48,500	12,120	0	47,600	11,900	0		
	D10	448,000	336,000	円未満	53,500	13,370	0	52,500	13,120	0		
	D11	448,000	336,000	円以上	57,200	14,300	0	56,200	14,050	0		

<保育料金額表①に関する注意点>

○子どもの数え方

第1子……教育・保育施設等〔P.182〕を利用している子どものなかで、最も年齢が高い子

第2子……教育・保育施設等〔P.182〕を利用している子どものなかで、年齢の高い方から2番目の子

第3子以降……高校3年生までの子どものなかで、年齢の高い方から3番目以降の子

※高校3年生までの子どもとは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方で、令和7年度は、平成19年（2007年）4月2日以後に生まれた方が該当します。

※多子世帯については、国の基準を上回る新潟市独自の軽減により、第2子の保育料の軽減額を大きくし、また、第3子の対象範囲を広くするなど、負担軽減を行っています。

保育料金額表②							
下記ⅠからⅣの全てに該当する場合に適用							
Ⅰ							
次の（1）から（3）までの世帯に該当しない							
（1）母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養している方の世帯							
（2）次に掲げる障がい児者を有する世帯（障がい児者が社会福祉施設に入所している世帯を除く。）							
ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者							
イ 療育手帳の交付を受けている者							
ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象となる障がい児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者							
エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの							
（3）利用者の扶養義務者の申請に基づき、生活保護法に規定する要保護者その他の市長が特に困難していると認める世帯							
Ⅱ							
市町村民税所得割課税額（6％課税額）が57,700円未満							
Ⅲ							
生計を一にする子ども等の人数が本人を含め2人以上							
Ⅳ							
生計を一にする子ども等の中に小学生以上の年齢の子ども、または本人より年齢の低いきょうだいのうち、教育保育施設等に在籍していない方がいる。							
年齢区分（令和7年3月31日現在）				3歳未満児（3号認定）			
保育時間区分				保育標準時間認定		保育短時間認定	
階層区分				第2子	第3子以降	第2子	第3子以降
A	生活保護法による被保護世帯等			0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯			0	0	0	0
C	非課税世帯			5,500	0	5,400	0
市町村民税所得割額	市民税額（8％課税額）	算定基準額（6％課税額）					
	D1	64,800	48,600	円未満	6,650	0	6,500
	D2A	76,900	57,700	円未満	8,150	0	8,000

<保育料金額表②に関する注意点>

・子どもの数え方：生計を一にする子ども等のうち、本人が年齢の高い方から2番目の場合は「第2子」、

3番目以降の場合は「第3子以降」と数えます。

保育料金額表③					
下記Ⅰ及びⅡに該当する場合に適用					
Ⅰ					
次の（1）から（3）までの世帯に該当する					
（1）母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養している方の世帯					
（2）次に掲げる障がい児者を有する世帯（障がい児者が社会福祉施設に入所している世帯を除く。）					
ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者					
イ 療育手帳の交付を受けている者					
ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象となる障がい児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者					
エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの					
（3）利用者の扶養義務者の申請に基づき、生活保護法に規定する要保護者その他の市長が特に困難していると認める世帯					
Ⅱ					
市町村民税所得割課税額（6％課税額）が77,101円未満					
年齢区分（令和7年3月31日現在）				3歳未満児（3号認定）	
保育時間区分				保育標準時間認定	
階層区分				第1子	第2子以降
A	生活保護法による被保護世帯等			0	0
B	市町村民税非課税世帯			0	0
C	非課税世帯			5,500	5,400
市町村民税所得割額	市民税額（8％課税額）	算定基準額（6％課税額）			
	D1	64,800	48,600	円未満	6,650
	D2A	76,900	57,700	円未満	8,150
	D2B	80,000	60,000	円未満	8,150
	D3A	102,900	77,101	円未満	9,000

<保育料金額表③に関する注意点>

・子どもの数え方：生計を一にする子ども等のうち、本人が最も年齢が高い場合は「第1子」、

2番目以降の場合は「第2子以降」と数えます。

	静岡県岡崎市			
ア 市 徴 収 基 準 額 表	◆第2子保育料無償化について◆ 令和5年4月から、0～2歳(クラス年齢)の児童の保育料について、第2子を無償とするとともに、世帯の所得やきょうだいの年齢に関係なく第何子かを			
	階層区分	令和7年1月1日時点で静岡市を含む政令指定都市に住所があった人(税率8%)※	第1子の利用者負担額(月額・円) 3号(0～2歳クラス)	
A	生活保護世帯等		標準時間	短時間
			0	0
B	市民税均等割非課税世帯		0	0
C	市民税所得割非課税世帯 母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯		7,500	7,500
			0	0
市 民 税 所 得 割 課 税 世 帯	D1	所得割額 64,800円未満	8,500	8,500
		母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯	3,100	3,100
	D2	80,000円未満	13,300	12,900
		母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯	5,200	5,000
	D3	89,300円未満	14,800	14,400
		母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯	5,800	5,600
	D4	102,801円未満	17,500	17,100
		母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯	7,000	6,800
	D5	129,300円未満	20,500	20,100
	D6	153,300円未満	25,500	24,900
	D7	177,300円未満	31,500	30,900
	D8	225,300円未満	32,500	31,900
	D9	252,000円未満	39,000	38,100
	D10	265,300円未満	42,000	41,100
	D11	281,300円未満	45,000	44,100
	D12	329,300円未満	45,000	44,100
イ 第 二 子 以 降 軽 減 状 況	D13	401,300円未満	46,500	45,600
	D14	452,000円未満	52,000	50,800
	D15	529,300円未満	55,200	54,000
	D16	529,300円以上	57,200	55,600
※ 実際の保育料算定においては、旧税率(6%)を用いて算定するため、上記階層表に保護者様の市民税所得割額を当てはめた場合の保育料階層区分と、(備考)				
①令和7年度利用者負担額は、4～8月分を令和6年度の市民税額、9～3月分を令和7年度の市民税額を基に決定いたします。(市民税額は、控除前の金額です。)				
②第2子以降の利用者負担額は無料です。世帯における第何子かを決定する際に対象となるお子さんは、年齢や同居の有無、保育所等の利用に				
③この利用者負担額のほか、各園によって実費徴収や上乗せ徴収があります。				
④海外に居住していたため日本国内において住民税が課税されていない方についても、当時の収入状況等から住民税の課税相当額を推計				
⑤お子さんが年度途中で誕生日を迎え満3歳となった際に、支給認定区分は3号から2号に変更となりますが、利用者負担額は、満3歳に達する以後の				
⑥政令指定都市において、平成30年度分の個人市民税(平成29年度分の所得に対して課される個人住民税)から、所得に応じて課される所得割の				
0～2歳(クラス年齢)の児童の利用者負担額について、世帯の所得やきょうだいの年齢、保育所等の利用に関わらず、				
ウ 保 育 料 収 納 率	99.7%			

決定し、保育料を算定します。
令和7年1月1日時点で政令指定都市以外の市町村に住所があった人(税率6%)
生活保護世帯等
市民税均等割非課税世帯
市民税所得割非課税世帯
母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯
所得割額 48,600円未満
母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯
60,000円未満
母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯
67,000円未満
母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯
77,101円未満
母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯
97,000円未満
115,000円未満
133,000円未満
169,000円未満
189,000円未満
199,000円未満
211,000円未満
247,000円未満
301,000円未満
339,000円未満
397,000円未満
397,000円以上

実際に旧税率で計算した保育料階層区分が異なる場合があります。

調整控除を除く住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、配当割控除、株式等譲渡所得割額控除の税額

関わらず、保護者様が実際に監護し、生計が同一のお子さんです。

して利用者負担額を算定いたします。
最初の3月31日までの間は3歳未満児(3号認定児童)と同額の利用者負担額となります。
市民税率が6%から8%に変更されましたが、保育料は旧税率(6%)を用いて算定します。
保護者が監護し生計が同一の子で第何子を決した上で、第2子以降の保育料が無料となります。

浜 松 市									
ア 市 徴 収 基 準 額 表		(単位:円／月)							
階 層	区 分			保育標準時間		保育短時間			
				3号	2号	3号	2号		
1	生活保護世帯			3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児		
2	市民税 非課税世帯			21	ひとり親世帯等	0	0		
				22	その他	0	0		
3	市民税 所得割非課税世帯			31	ひとり親世帯等	0	0		
				32	その他	0	0		
4	市 民 税 所 得 割 課 税 額	24,300 円未満	41	ひとり親世帯等	3,000	0			
			42	その他	0	0			
24,300 円以上 48,600 円未満		51	ひとり親世帯等	8,100	0				
		52	その他	3,600	0				
48,600 円以上 60,700 円未満		61	ひとり親世帯等	3,400	0				
		62	その他	0	0				
60,700 円以上 72,800 円未満		71	ひとり親世帯等	11,400	0				
		72	その他	5,100	0				
72,800 円以上 77,101 円未満		81	ひとり親世帯等	3,900	0				
		82	その他	0	0				
77,101 円以上 84,900 円未満				13,200	0				
				5,900	0				
84,900 円以上 97,000 円未満				4,400	0				
				0	0				
97,000 円以上 121,000 円未満				15,500	0				
				6,900	0				
121,000 円以上 145,000 円未満				4,900	0				
				0	0				
145,000 円以上 169,000 円未満			17,800	0					
			8,000	0					
169,000 円以上 235,000 円未満			5,400	0					
			0	0					
235,000 円以上 301,000 円未満			20,100	0					
			9,000	0					
301,000 円以上 349,000 円未満			22,500	0					
			10,100	0					
349,000 円以上 397,000 円未満			26,100	0					
			13,000	0					
397,000 円以上			29,700	0					
			14,800	0					
			33,300	0					
			16,600	0					
			41,000	0					
			20,500	0					
			48,800	0					
			24,400	0					
			56,400	0					
			28,200	0					
			64,000	0					
			32,000	0					
			73,600	0					
			36,800	0					
イ 第 二 子 以 降 軽 減 状 況		月額保育料欄の下段は、第2子の保育料です。また、第3子以降は無料となります。							
ウ 保 育 料 収 納 率		全ての世帯において年齢に関わらず、生計を一にする子が2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子と数えます。(令和6年9月から)							
エ そ の 他		99.10%(令和6年度現年分保育料)							

名 古 屋 市

令和7年度利用者負担額（保育料）基準月額表（令和7年4月～）（2・3号認定子ども）

階 層 区 分			市の基準月額	
			3歳未満児	
			保育標準時間認定	保育短時間認定
A階層	生活保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円	円
B階層	令和7年度分（4月分から8月分までは令和6年度分）の市民税	非課税世帯	0	0
C階層	1	均等割のみ課税世帯	5,700	5,700
	2	10,000円未満	6,400	6,300
	3	10,000円～40,800円未満	7,500	7,400
	4	40,800円～43,800円未満	11,200	11,100
	5	43,800円～55,200円未満	13,900	13,700
	6	55,200円～67,000円未満	17,500	17,300
	7	67,000円～88,800円未満	22,100	21,800
	8	88,800円～110,000円未満	25,800	25,400
	9	110,000円～131,600円未満	29,400	29,000
	10	131,600円～180,000円未満	34,900	34,400
	11	180,000円～236,800円未満	42,700	42,000
	12	236,800円～281,000円未満	50,300	49,500
	13	281,000円～351,500円未満	58,300	57,400
	14	351,500円～411,800円未満	63,400	62,400
	15	411,800円～518,000円未満	63,900	62,900
	16	518,000円以上	64,000	63,000

※市民税所得割課税額は、税源移譲前の税率を基に算定した額になります。

＜3歳未満児の利用者負担額についての軽減制度＞

①多子世帯軽減制度
C1階層からC5階層及びC6階層のうち市民税所得割額57,700円未満の世帯については、お子さんの年齢を問わず、1人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額を適用し、**2人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額の2分の1に減額**します。また、**3人目以降のお子さんの利用者負担額は無料**となります。なお、お子さんの数は年齢が高い順に1人目、2人目と数えます。

②同時利用軽減制度
C6階層のうち市民税所得割額57,700円以上の世帯及びC7階層からC16階層に該当する世帯で、同一世帯から次の施設などの入所又は利用をしているお子さんが2人以上いる場合、1人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額を適用し、**2人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額の2分の1に減額**します。また、同一世帯から3人以上のお子さんが利用している場合、**3人目以降のお子さんの利用者負担額は無料**となります。なお、お子さんの数は年齢が高い順に1人目、2人目と数えます。

保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業等、特別支援学校幼稚園、児童発達支援、医療型児童発達支援、児童心理治療施設、居宅訪問型児童発達支援、企業主導型保育事業

③世帯第3子以降無料制度
18歳に達した以後の最初の3月31日までのお子さんが3人以上いる世帯の第3子以降が、保育所・認定こども園・家庭的保育事業等を利用し、**そのお子さんが3歳に達した以後の最初の3月31日までの場合は、利用者負担額は無料**になります。

④ひとり親世帯等の軽減制度
次のいずれかに該当する世帯については、利用者負担額を軽減します。
ア) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のいない女子及び男子で現に子どもを扶養している者の属する世帯。
イ) 在宅障害者（児）のいる世帯。障害者（児）とは、身体障害者手帳の交付を受けている方、愛護手帳の交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金の受給者を言います。

階層区分	1人目	2人目以降	1人目、2人目以降の判定の方法
C1階層からC3階層	基準額の半額	0円	①多子世帯軽減制度で判定します。
C4階層からC7階層（所得割額77,101円未満）	3,800円		

ア市徴収基準額表

3号認定子ども(施設型給付:0～2歳児)に係る利用者負担額

階層 区分		徴収区分 世帯区分	3号認定(0～2歳児 保育園(所)・幼保連携型認定こども園・保育所型認定こども園)													
			基準額								子どもはぐみ応援額					
			保育短時間 認定	保育標準時間認定							保育短時間 認定	保育標準時間認定				
				8. 5時間	9時間	9. 5時間	10時間	10. 5時間	11時間	8. 5時間		9時間	9. 5時間	10時間	10. 5時間	11時間
①		生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②		市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市民税課税世帯	③	市民税均等割のみ課税世帯	3,800	4,000	4,100	4,200	4,400	4,500	4,600	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
	④	市民税所得割課税額 34,999円以下	6,200	6,400	6,600	6,900	7,100	7,300	7,500	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	⑤	35,000円以上 ～ 41,999円以下	6,800	7,100	7,400	7,600	7,800	8,100	8,300	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	⑥	42,000円以上 ～ 48,599円以下	7,300	7,500	7,800	8,000	8,300	8,500	8,800	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	⑦	48,600円以上 ～ 58,099円以下	12,800	13,300	13,800	14,200	14,700	15,200	15,600	5,700	5,700	5,800	5,900	6,000	6,100	6,100
	⑧	58,100円以上 ～ 67,599円以下	16,500	17,000	17,600	18,300	18,800	19,500	20,000	6,700	6,700	6,800	6,900	7,000	7,100	7,100
	⑨	67,600円以上 ～ 77,100円以下	20,300	21,100	21,700	22,500	23,200	24,000	24,700	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900
	⑩	77,101円以上 ～ 86,999円以下	21,200	22,000	22,800	23,500	24,300	25,100	25,800							
	⑪	87,000円以上 ～ 96,999円以下	22,200	23,000	23,800	24,600	25,500	26,200	27,000							
	⑫	97,000円以上 ～ 102,599円以下	23,100	24,000	24,900	25,700	26,600	27,400	28,200							
	⑬	102,600円以上 ～ 110,899円以下	29,100	30,100	31,200	32,300	33,400	34,400	35,400							
	⑭	110,900円以上 ～ 124,999円以下	30,000	31,200	32,300	33,300	34,400	35,600	36,600							
	⑮	125,000円以上 ～ 138,599円以下	30,900	32,000	33,100	34,200	35,400	36,500	37,600							
	⑯	138,600円以上 ～ 168,999円以下	36,500	37,900	39,200	40,500	41,900	43,200	44,500							
	⑰	169,000円以上 ～ 174,599円以下	42,200	43,700	45,200	46,800	48,300	49,800	51,300							
	⑱	174,600円以上 ～ 211,200円以下	48,200	49,800	51,600	53,400	55,200	56,900	58,600							
	⑲	211,201円以上 ～ 300,999円以下	49,900	51,600	53,400	55,300	57,100	58,900	60,700							
	⑳	301,000円以上 ～ 357,999円以下	57,400	59,400	61,600	63,600	65,800	67,800	69,900							
	㉑	358,000円以上 ～ 396,999円以下	62,600	64,900	67,100	69,500	71,700	74,100	76,300							
	㉒	397,000円以上 ～	77,500	80,300	83,100	86,000	88,800	91,600	94,400							

保育利用時間について

徴収区分		保育利用時間
保育短時間認定		保育利用時間8時間まで
保育標準時間認定	8. 5時間	保育利用時間8時間を超えて8時間30分まで
	9時間	保育利用時間8時間30分を超えて9時間まで
	9. 5時間	保育利用時間9時間を超えて9時間30分まで
	10時間	保育利用時間9時間30分を超えて10時間まで
	10. 5時間	保育利用時間10時間を超えて10時間30分まで
	11時間	保育利用時間10時間30分を超えて11時間まで

※ 保育短時間の利用者負担額は、各施設が設定する8時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

※ 保育標準時間の利用者負担額は、各施設が設定する11時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

※ 階層区分は、4月～8月は前年度分の市民税額、9月から翌年3月は当年度分の市民税額により決定します。そのため、年度途中で利用者負担額が変わることがあります。

※ 市民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用されません。

※ 年齢については、当該年度当初の満年齢により決定します。年度途中で満年齢が上がっても、年齢による変更はありません。

階層 区分		徴収区分 世帯区分	3 号 認 定 (0～2歳児 小規模保育事業所・家庭的保育事業所・事業所内保育事業所)													
			基 準 額							子 ども は ぐ み 応 援 額						
			保育短時間 認定	保 育 標 準 時 間 認 定						保育短時間 認定	保 育 標 準 時 間 認 定					
				8. 5時間	9時間	9. 5時間	10時間	10. 5時間	11時間		8. 5時間	9時間	9. 5時間	10時間	10. 5時間	11時間
①	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
②	市民税非課税世帯		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
市 民 税 課 税 世 帯	③	市民税均等割のみ課税世帯	3,600	3,700	3,800	4,000	4,100	4,200	4,300	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	
	④	市民税所得割課税額 34,999円以下	5,400	5,600	5,800	6,000	6,200	6,400	6,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	
	⑤	35,000円以上 ～ 41,999円以下	6,000	6,200	6,400	6,700	6,900	7,100	7,300	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	
	⑥	42,000円以上 ～ 48,599円以下	6,200	6,500	6,700	6,900	7,200	7,400	7,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	
	⑦	48,600円以上 ～ 58,099円以下	11,600	12,000	12,500	12,900	13,400	13,800	14,200	5,000	5,000	5,000	5,100	5,200	5,300	
	⑧	58,100円以上 ～ 67,599円以下	14,100	14,600	15,100	15,700	16,200	16,700	17,200	5,800	5,800	5,900	6,000	6,100	6,200	
	⑨	67,600円以上 ～ 77,100円以下	17,400	18,000	18,700	19,400	20,000	20,700	21,300	7,000	7,000	7,300	7,400	7,500	7,700	
	⑩	77,101円以上 ～ 86,999円以下	19,000	19,700	20,500	21,200	21,900	22,600	23,300							
	⑪	87,000円以上 ～ 96,999円以下	21,900	22,800	23,600	24,400	25,300	26,100	26,900							
	⑫	97,000円以上 ～ 102,599円以下	22,900	23,800	24,700	25,500	26,400	27,300	28,100							
	⑬	102,600円以上 ～ 110,899円以下	27,300	28,400	29,400	30,400	31,500	32,500	33,500							
	⑭	110,900円以上 ～ 124,999円以下	29,600	30,600	31,600	32,700	33,800	34,900	36,000							
	⑮	125,000円以上 ～ 138,599円以下	30,600	31,700	32,900	34,100	35,200	36,400	37,500							
	⑯	138,600円以上 ～ 168,999円以下	33,300	34,500	35,800	37,100	38,300	39,600	40,800							
	⑰	169,000円以上 ～ 174,599円以下	34,400	35,700	37,000	38,300	39,600	40,900	42,200							
	⑱	174,600円以上 ～ 211,200円以下	36,200	37,600	38,900	40,300	41,700	43,100	44,400							
	⑲	211,201円以上 ～ 300,999円以下	37,500	38,900	40,300	41,800	43,200	44,600	46,000							
	⑳	301,000円以上 ～ 357,999円以下	40,300	41,900	43,400	44,900	46,500	48,000	49,500							
	㉑	358,000円以上 ～ 396,999円以下	43,300	44,900	46,600	48,200	49,900	51,500	53,100							
	㉒	397,000円以上 ～	53,900	56,000	58,000	60,000	62,100	64,000	66,100							
	保育利用時間について			※ 階層区分は、4月～8月は前年度分の市民税額、9月から翌年3月は当年度分の市民税額により決定します。そのため、年度途中で利用者負担額が変わることがあります。												
	徴収区分		保 育 利 用 時 間													
保育短時間認定		保育利用時間8時間まで														
保 育 標 準 時 間 認 定	8. 5時間	保育利用時間8時間を超えて8時間30分まで														
	9時間	保育利用時間8時間30分を超えて9時間まで														
	9. 5時間	保育利用時間9時間を超えて9時間30分まで														
	10時間	保育利用時間9時間30分を超えて10時間まで														
	10. 5時間	保育利用時間10時間を超えて10時間30分まで														
	11時間	保育利用時間10時間30分を超えて11時間まで														
※ 保育短時間の利用者負担額は、各施設が設定する8時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。																
※ 保育標準時間の利用者負担額は、各施設が設定する11時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。																
			※ 年齢については、当該年度当初の満年齢により決定します。年度途中で満年齢が上がっても、年齢による変更はありません。													

		京 都 市																															
ア 市 徴 収 基 準 額 表		3号認定子ども(施設型給付:0～2歳児)に係る利用者負担額																															
階層 区分	徴収区分 世帯区分	3 号 認 定							(0～2歳児 幼稚園型認定こども園)																								
		保育短時間 認定	基準額					保育短時間 認定	子どもはぐみ応援額																								
			保育標準時間認定						保育標準時間認定																								
			8. 5時間	9時間	9. 5時間	10時間	10. 5時間	11時間		8. 5時間	9時間	9. 5時間	10時間	10. 5時間	11時間																		
①	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																		
②	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																		
市 民 税 課 税 世 帯	③ 市民税均等割のみ課税世帯	3,500	3,700	3,800	3,900	4,100	4,200	4,200	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600																		
	④ 市民税所得割課税額 34,999円以下	5,700	5,900	6,100	6,400	6,600	6,700	6,900	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800																		
	⑤ 35,000円以上 ～ 41,999円以下	6,300	6,600	6,800	7,000	7,200	7,500	7,700	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800																		
	⑥ 42,000円以上 ～ 48,599円以下	6,700	6,900	7,200	7,400	7,700	7,800	8,100	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800																		
	⑦ 48,600円以上 ～ 58,099円以下	11,800	12,300	12,700	13,100	13,600	14,000	14,400	5,300	5,300	5,400	5,400	5,500	5,600	5,600																		
	⑧ 58,100円以上 ～ 67,599円以下	15,200	15,700	16,200	16,900	17,400	18,000	18,500	6,200	6,200	6,300	6,400	6,500	6,600	6,600																		
	⑨ 67,600円以上 ～ 77,100円以下	18,700	19,500	20,000	20,800	21,400	22,200	22,800	7,500	7,500	7,800	7,800	8,000	8,200	8,200																		
	⑩ 77,101円以上 ～ 86,999円以下	19,600	20,300	21,000	21,700	22,400	23,200	23,800																									
	⑪ 87,000円以上 ～ 96,999円以下	20,500	21,200	22,000	22,700	23,500	24,200	24,900																									
	⑫ 97,000円以上 ～ 102,599円以下	21,300	22,200	23,000	23,700	24,600	25,300	26,000																									
	⑬ 102,600円以上 ～ 110,899円以下	26,900	27,800	28,800	29,800	30,800	31,800	32,700																									
	⑭ 110,900円以上 ～ 124,999円以下	27,700	28,800	29,800	30,700	31,800	32,900	33,800																									
	⑮ 125,000円以上 ～ 138,599円以下	28,500	29,500	30,600	31,600	32,700	33,700	34,700																									
	⑯ 138,600円以上 ～ 168,999円以下	33,700	35,000	36,200	37,400	38,700	39,900	41,100																									
	⑰ 169,000円以上 ～ 174,599円以下	39,000	40,300	41,700	43,200	44,600	46,000	47,300																									
	⑱ 174,600円以上 ～ 211,200円以下	44,500	46,000	47,600	49,300	50,900	52,500	54,100																									
	⑲ 211,201円以上 ～ 300,999円以下	46,100	47,600	49,300	51,000	52,700	54,400	56,000																									
	⑳ 301,000円以上 ～ 357,999円以下	53,000	54,800	56,900	58,700	60,700	62,600	64,500																									
	㉑ 358,000円以上 ～ 396,999円以下	57,800	59,900	61,900	64,100	66,200	68,400	70,400																									
	㉒ 397,000円以上 ～	71,500	74,100	76,700	79,300	81,900	84,500	87,100																									
	保育利用時間について		※ 階層区分は、4月～8月は前年度分の市民税額、9月から翌年3月は当年度分の市民税額により決定します。そのため、年度途中で利用者負担額が変わることがあります。																														
	<table><tr><th>徴収区分</th><th>保育利用時間</th></tr><tr><td>保育短時間認定</td><td>保育利用時間8時間まで</td></tr><tr><td rowspan="5">保 育 標 準 時 間 認 定</td><td>8. 5時間 保育利用時間8時間を超えて8時間30分まで</td></tr><tr><td>9時間 保育利用時間8時間30分を超えて9時間まで</td></tr><tr><td>9. 5時間 保育利用時間9時間を超えて9時間30分まで</td></tr><tr><td>10時間 保育利用時間9時間30分を超えて10時間まで</td></tr><tr><td>10. 5時間 保育利用時間10時間を超えて10時間30分まで</td></tr><tr><td>11時間 保育利用時間10時間30分を超えて11時間まで</td></tr></table>		徴収区分	保育利用時間	保育短時間認定	保育利用時間8時間まで	保 育 標 準 時 間 認 定	8. 5時間 保育利用時間8時間を超えて8時間30分まで								9時間 保育利用時間8時間30分を超えて9時間まで	9. 5時間 保育利用時間9時間を超えて9時間30分まで	10時間 保育利用時間9時間30分を超えて10時間まで	10. 5時間 保育利用時間10時間を超えて10時間30分まで	11時間 保育利用時間10時間30分を超えて11時間まで	※ 市民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用されません。												
徴収区分	保育利用時間																																
保育短時間認定	保育利用時間8時間まで																																
保 育 標 準 時 間 認 定	8. 5時間 保育利用時間8時間を超えて8時間30分まで																																
	9時間 保育利用時間8時間30分を超えて9時間まで																																
	9. 5時間 保育利用時間9時間を超えて9時間30分まで																																
	10時間 保育利用時間9時間30分を超えて10時間まで																																
	10. 5時間 保育利用時間10時間を超えて10時間30分まで																																
11時間 保育利用時間10時間30分を超えて11時間まで																																	
		※ 年齢については、当該年度当初の満年齢により決定します。年度途中で満年齢が上がっても、年齢による変更はありません。																															

大阪市保育料金額表 2・3号認定（保育認定） 令和7年4月以降

		(月額、単位：円)			
階層 区分	子どもが属する世帯の状況	保育標準時間認定	保育短時間認定		
第1	生活保護法による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	
第2	同一世帯の保護者等全員の令和7年度分(令和7年4月から令和7年8月までの間にあっては令和6年度分)の市町村民税が非課税である世帯		0	0	
第3	同一世帯の保護者等全員の令和7年度分(令和7年4月から令和7年8月までの間にあっては令和6年度分)の市町村民税が課税されている算定対象保護者等全員の市町村民税の所得割が非課税である世帯	左記の世帯のうちひとり親世帯及び在宅障がい児(者)のいる世帯(以下「ひとり親世帯等」)	2,000	2,000	
		左記のうち上記以外の世帯	8,100	8,000	
第4	46,000円未満	ひとり親世帯等	3,500	3,500	
		左記のうち上記以外の世帯	10,100	10,000	
第5	46,000円以上 48,600円未満	ひとり親世帯等	5,000	5,000	
		左記のうち上記以外の世帯	11,800	11,700	
第6	48,600円以上 50,000円未満	ひとり親世帯等	6,000	6,000	
		左記のうち上記以外の世帯	14,000	13,800	
第7	50,000円以上 54,000円未満	ひとり親世帯等	7,000	7,000	
		左記のうち上記以外の世帯	15,700	15,500	
第8	54,000円以上 57,700円未満 8A	ひとり親世帯等	8,000	8,000	
		左記のうち上記以外の世帯	18,300	18,100	
	57,700円以上 59,000円未満 8B	ひとり親世帯等	8,000	8,000	
		左記のうち上記以外の世帯	18,300	18,100	
第9	同一世帯の保護者等全員の令和7年度分(令和7年4月から令和7年8月までの間にあっては令和6年度分)の市町村民税の所得割の額の合計額が右欄の範囲内の世帯	59,000円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	9,000	9,000
		左記のうち上記以外の世帯	21,500	21,300	
第10	同一世帯の保護者等全員の令和7年度分(令和7年4月から令和7年8月までの間にあっては令和6年度分)の市町村民税の所得割の額の合計額が右欄の範囲内の世帯	77,101円以上 79,000円未満	21,500	21,300	
79,000円以上 97,000円未満		24,900	24,700		
97,000円以上 115,000円未満		28,300	27,900		
115,000円以上 133,000円未満		32,700	32,300		
133,000円以上 169,000円未満		39,400	39,000		
169,000円以上 211,201円未満		45,100	44,500		
211,201円以上 217,000円未満		45,100	44,500		
217,000円以上 256,000円未満		50,700	50,100		
256,000円以上 301,000円未満		53,000	52,400		
301,000円以上 358,000円未満		59,200	58,600		
358,000円以上 397,000円未満		61,700	61,100		
397,000円以上 432,901円未満		65,900	65,300		
432,901円以上 536,000円未満		65,900	65,300		
536,000円以上		70,600	70,000		

- (1) 保護者等
子どもと生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（世帯の最多収入者に限る。）とします。
ただし、①父母の年収が103万円以上の場合、又は、②父母以外の扶養義務者の年収がそれぞれ300万円未満の場合は、父母のみを保護者とします。
なお、父又は母と子どもが別居していても、父母の離婚に伴い別居している、父又は母が子どもを遺棄しているなどの事情がない限り、子どもと生計を一にしているものとします。
- (2) 市町村民税の所得割
寄附金税額控除、外国税額控除、配当割・株式譲渡所得割額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除を行う前の額を用いるものとします。
- (3) ひとり親世帯
保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している世帯とします。
- (4) 在宅障がい児（者）のいる世帯とは、次に掲げる児（者）が現在在宅している世帯とします。
・身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者
・特別児童扶養手当の支給対象児
・国民年金の障がい基礎年金等の受給者

○ きょうだい等がいる場合の保育料軽減（多子軽減）
保育施設等の利用の有無や年齢にかかわらず、生計を一にするきょうだい等について年長順に数えて、2人目以降の子どもの保育料は無料です。

	堺										市					
ア 市徴収基準額表																
	税額等による階層区分										徴 収 金 額 （ 月 額 ） 単位:円					
											3 歳 未 満 児		3 歳 児		4 歳 以 上 児	
	保育標準時間認定		保育短時間認定		保育標準時間認定		保育短時間認定		保育標準時間認定		保育短時間認定					
	0 円		0 円		0 円		0 円		0 円		0 円					
	0		0		0		0		0		0					
	0		0		0		0		0		0					
	10,000		9,800		0		0		0		0					
	12,000		11,700		0		0		0		0					
	17,000		16,700		0		0		0		0					
	25,000		24,500		0		0		0		0					
	30,000		29,400		0		0		0		0					
	40,000		39,300		0		0		0		0					
	45,000		44,200		0		0		0		0					
	54,000		53,000		0		0		0		0					
	56,000		55,000		0		0		0		0					
67,000		65,800		0		0		0		0						
イ 第 二 子 以 降 軽 減 状 況	国制度に加え、上のきょうだいの年齢や世帯の所得に制限を設けず、第2子以降の0～2歳児の保育料を無償化															
ウ 保 育 料 収 納 率	令和6年度現年度 98.06％ 過年度 7.67％															

神戸市

ア

市徴収基準額表

2025年度 保育認定を受けた子どもに係る利用者負担額表

(単位:円)

各月初日の教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分

利用者負担額【月額】 ()内は保育短時間認定における額

3歳未満児(0～2歳児クラス)

3歳以上児(3～5歳児クラス)

階層区分

定 義

扶養している子どものうち
年長者から何番目の子どもか

第1子

第2子

第3子以降

第1子
第2子

第3子以降

A

生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯、児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う世帯、同法に規定する里親世帯

B

市町村民税非課税世帯

C

所得割課税額
48,600円未満 である世帯

D1

所得割課税額
48,600円以上66,600円未満である世帯

D2 #

所得割課税額
66,600円以上77,100円以下である世帯

D2

A階層を除き、当該年度市町村民税(特別区民税を含む。)額の区分が次の区分に該当する世帯(なお、4月分～8月分は前年度市町村民税額の区分により算定する)

所得割課税額
77,101円以上97,000円未満である世帯

D3 #

所得割課税額
97,000円以上119,000円以下である世帯

D3

所得割課税額
119,001円以上169,000円未満である世帯

D4

所得割課税額
169,000円以上301,000円未満である世帯

D5

所得割課税額
301,000円以上397,000円未満である世帯

D6

所得割課税額
397,000円以上である世帯

※算定基礎となる市民税の所得割課税額は6%の税率で算定します。

3歳未満児の利用者負担額には給食費が含まれています

クラス年齢3歳以上児の利用者負担額は0円です

(注1) B、C、D1又はD2(所得割課税額77,100円以下の世帯に限る)階層に属している世帯のうち、ひとり親家庭、在宅障害児(者)のいる世帯等は、以下の額となります(この場合、認定通知書の階層区分に「※」と追記されます)。(単位:円)

扶養している子どものうち
年長者から何番目の子どもか

3歳未満児(0～2歳児クラス)

3歳以上児
(3～5歳児クラス)

B階層

0

0

副食費
免除あり

※副食費はかかりません

C階層

3,100

D1階層

4,500

D2階層のうち所得割課税額77,100円以下の世帯

9,000

(注2) 市町村民税(特別区民税を含む。)額を計算する場合には、寄附金税額控除・外国税額控除・配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除・配当控除・住宅借入金等特別税額控除は適用しません。

(注3) 「3歳未満児」とは、当該年度の4月初日の前日において満3歳に達していない子どもをいい、その子どもが年度途中で3歳に達した場合においても本年度中に限り3歳未満児とみなします。

(注4) 神戸市が決定する利用者負担額以外に各施設で徴収するもの(給食費(主食費・副食費)、制服代、教材費など)があります。詳しくは各施設見学の際などにご確認ください。

いる世帯等は77,100円未満)の世帯の児童及び、全ての世帯の第3子以降の児童については、給食費のうち、副食費(おかず代やおやつ代)が免除となります。

(注5) 18歳以上の子どもや進学などで別居している子どもを扶養している場合には、下記の必要書類を提出することで扶養順の子に数えることができ、利用者負担額の軽減・副食費の免除の対象となる場合があります。

・多子世帯等の利用者負担額軽減に係る申出書

・18歳以上の子ども・別居している子どもの健康保険証の写しなど、扶養している世帯員であることがわかるもの

書類のダウンロードは、以下のURLまたは二次元コードからいただけます。

https://www.city.kobe.lg.jp/a65174/kosodate/shien/shinseido/riyomoshikomi/riyoshafutangaku.html#tashikeigen

QRコード

QRコード

イ

第二子以降
軽減状況

国の制度を拡充し、市独自で全ての世帯を対象に、多子世帯にかかる年齢制限を撤廃し、第2子保育料半額、第3子以降の保育料無償化を実施

ウ

保育料収納率

令和6年度実績 現年度 99.8% 過年度 24.4% 合計 97.5%

岡 山 市																			
ア 市 徴 収 基 準 額 表	利用者負担額表(令和4年度)																		
	各月初日の教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分				利用者負担額 (月額 単位:円)														
					保育標準時間			保育短時間											
	階層区分		定 義		3歳未満児		3歳以上児		3歳未満児		3歳以上児								
	A階層		生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者(同法第11条第2項の単給の場合を含む。)の属する世帯(以下「被保護世帯」という。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯		0		0		0		0								
	B階層		非課税		0		0		0		0								
	C階層		A階層を除き、当該年度分(4月から8月までにあつては、前年度分)の市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)の額の区分が次の区分に該当する世帯		1		均等割のみ課税		9,000 (4,500)		0		8,800 (4,400)						
					2		所得割の額が 10,800円未満		10,000 (5,000)		0		9,800 (4,900)						
					3		10,800円以上 48,600円未満		12,000 (6,000)		0		11,700 (5,850)						
					4		48,600円以上 57,700円未満		14,000 (7,000)		0		13,700 (6,850)						
					5		57,700円以上 65,000円未満		16,000 (8,000)		0		15,600 (7,800)						
					6		65,000円以上 81,000円未満		20,000 (10,000)		0		19,500 (9,750)						
					7		81,000円以上 97,000円未満		24,000 (12,000)		0		23,500 (11,750)						
					8		97,000円以上 121,000円未満		28,000 (14,000)		0		27,400 (13,700)						
					9		121,000円以上 145,000円未満		32,000 (16,000)		0		31,300 (15,650)						
					10		145,000円以上 169,000円未満		36,000 (18,000)		0		35,300 (17,650)						
					11		169,000円以上 199,000円未満		40,000 (20,000)		0		39,200 (19,600)						
12					199,000円以上 229,000円未満		43,000 (21,500)		0		42,200 (21,100)								
13					229,000円以上 301,000円未満		45,700 (22,850)		0		44,900 (22,450)								
14					301,000円以上 397,000円未満		48,000 (24,000)		0		47,100 (23,550)								
15					397,000円以上		55,700 (27,850)		0		54,700 (27,350)								
※利用者負担額の決定の基礎となる市町村民税額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、地方公共 ※同一世帯において、就学前の児童が2人以上同時に利用する場合、第2子の利用者負担額は利用者負担額表の() ※同一生計の子どもが2人以上いる世帯で世帯の市町村民税所得割額が57,700円未満に該当する場合(ひとり親世帯 表の()内の金額、第3子以降は無料となります。なお、ひとり親世帯等の場合は、第1子は()内の金額(3歳未満児の ※世帯の市町村民税所得割額が57,700円以上(ひとり親世帯等の場合は、77,101円以上)であっても、同一生計の子 が3歳未満児でかつ第3子以降に当たる場合は、利用者負担額表の額(()内の額も含む)からさらに半額となります。 ※年齢について … 利用する年度の年度初日の前日(3月31日)の年齢を基準とします。年度の途中で年齢が変わって										団体等への寄附金控除等の適用を受ける前の額となります。 内の金額となり、第3子以降は無料となります。 等の場合は、77,101円未満)は、子どもの年齢にかかわらず年齢の高い順から第1子と数え、第2子は利用者負担額 場合は9,000円が上限)、第2子以降は無料となります。 どもが3人以上いる世帯で子どもの年齢にかかわらず年齢の高い順から第1子と数えたときに、保育利用している児童									
イ 第 二 子 以 降 軽 減 状 況										も、課税状況等に変更がなければ、その年度中の利用者負担額は変わりません。									
ウ 保 育 料 収 納 率										同一生計の子どもが3人以上いる世帯で子どもの年齢にかかわらず年齢の高い順から第1子と数えたときに、保育利用									
令和6年度実績 現年度 99.58% 過年度 28.46% 合計 97.17% ※公立認定こども園利用料を含む																			

広 島 市

市 島 広																																																																																																															
ア 市徴収基準額表	<table><tr><th colspan="4">保育料の額</th></tr><tr><th colspan="2">満3歳未満保育認定子ども等</th><th colspan="2">満3歳以上保育認定子ども</th></tr><tr><th>標準時間認定</th><th>短時間認定</th><th>標準時間認定</th><th>短時間認定</th></tr><tr><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>7,200</td><td>7,050</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>8,000</td><td>7,850</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>9,200</td><td>9,000</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>10,700</td><td>10,500</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>12,200</td><td>11,950</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>14,250</td><td>14,000</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>18,750</td><td>18,400</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>23,850</td><td>23,400</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>29,750</td><td>29,200</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>35,800</td><td>35,150</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>41,600</td><td>40,850</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>44,500</td><td>43,700</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>49,800</td><td>48,950</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>52,450</td><td>51,550</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>55,450</td><td>54,500</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>57,250</td><td>56,250</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>62,400</td><td>61,300</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>																			保育料の額				満3歳未満保育認定子ども等		満3歳以上保育認定子ども		標準時間認定	短時間認定	標準時間認定	短時間認定	円	円	円	円	0	0	0	0	0	0	0	0	7,200	7,050	0	0	8,000	7,850	0	0	9,200	9,000	0	0	10,700	10,500	0	0	12,200	11,950	0	0	14,250	14,000	0	0	18,750	18,400	0	0	23,850	23,400	0	0	29,750	29,200	0	0	35,800	35,150	0	0	41,600	40,850	0	0	44,500	43,700	0	0	49,800	48,950	0	0	52,450	51,550	0	0	55,450	54,500	0	0	57,250	56,250	0	0	62,400	61,300	0	0
保育料の額																																																																																																															
満3歳未満保育認定子ども等		満3歳以上保育認定子ども																																																																																																													
標準時間認定	短時間認定	標準時間認定	短時間認定																																																																																																												
円	円	円	円																																																																																																												
0	0	0	0																																																																																																												
0	0	0	0																																																																																																												
7,200	7,050	0	0																																																																																																												
8,000	7,850	0	0																																																																																																												
9,200	9,000	0	0																																																																																																												
10,700	10,500	0	0																																																																																																												
12,200	11,950	0	0																																																																																																												
14,250	14,000	0	0																																																																																																												
18,750	18,400	0	0																																																																																																												
23,850	23,400	0	0																																																																																																												
29,750	29,200	0	0																																																																																																												
35,800	35,150	0	0																																																																																																												
41,600	40,850	0	0																																																																																																												
44,500	43,700	0	0																																																																																																												
49,800	48,950	0	0																																																																																																												
52,450	51,550	0	0																																																																																																												
55,450	54,500	0	0																																																																																																												
57,250	56,250	0	0																																																																																																												
62,400	61,300	0	0																																																																																																												
	<table><tr><th colspan="3">各 月 初 日 の 保 護 者 の 属 する 世 帯 の 階 層 区 分</th></tr><tr><td>A</td><td colspan="2">生活保護法による被保護世帯</td></tr><tr><td>B</td><td colspan="2">市町村民税非課税世帯 (A階層の世帯を除く)</td></tr><tr><td>C1</td><td rowspan="17">市町村民税課税世帯であって、その税額の区分が次の区分に該当するもの (A階層の世帯を除く)</td><td>均等割の額のみ又は所得割合算額が39,600円未満</td></tr><tr><td>C2</td><td>所得割合算額が 39,600円以上 44,100円未満</td></tr><tr><td>C3</td><td>44,100円以上 48,600円未満</td></tr><tr><td>C4</td><td>48,600円以上 54,000円未満</td></tr><tr><td>C5</td><td>54,000円以上 59,000円未満</td></tr><tr><td>C6</td><td>59,000円以上 64,000円未満</td></tr><tr><td>C7</td><td>64,000円以上 79,000円未満</td></tr><tr><td>C8</td><td>79,000円以上 97,000円未満</td></tr><tr><td>C9</td><td>97,000円以上 114,000円未満</td></tr><tr><td>C10</td><td>114,000円以上 133,000円未満</td></tr><tr><td>C11</td><td>133,000円以上 151,000円未満</td></tr><tr><td>C12</td><td>151,000円以上 169,000円未満</td></tr><tr><td>C13</td><td>169,000円以上 205,000円未満</td></tr><tr><td>C14</td><td>205,000円以上 256,000円未満</td></tr><tr><td>C15</td><td>256,000円以上 301,000円未満</td></tr><tr><td>C16</td><td>301,000円以上 397,000円未満</td></tr><tr><td>C17</td><td>397,000円以上</td></tr></table> (注) 上記の税額は、住宅借入金等特別控除などをする前の税額です。																			各 月 初 日 の 保 護 者 の 属 する 世 帯 の 階 層 区 分			A	生活保護法による被保護世帯		B	市町村民税非課税世帯 (A階層の世帯を除く)		C1	市町村民税課税世帯であって、その税額の区分が次の区分に該当するもの (A階層の世帯を除く)	均等割の額のみ又は所得割合算額が39,600円未満	C2	所得割合算額が 39,600円以上 44,100円未満	C3	44,100円以上 48,600円未満	C4	48,600円以上 54,000円未満	C5	54,000円以上 59,000円未満	C6	59,000円以上 64,000円未満	C7	64,000円以上 79,000円未満	C8	79,000円以上 97,000円未満	C9	97,000円以上 114,000円未満	C10	114,000円以上 133,000円未満	C11	133,000円以上 151,000円未満	C12	151,000円以上 169,000円未満	C13	169,000円以上 205,000円未満	C14	205,000円以上 256,000円未満	C15	256,000円以上 301,000円未満	C16	301,000円以上 397,000円未満	C17	397,000円以上																																																
各 月 初 日 の 保 護 者 の 属 する 世 帯 の 階 層 区 分																																																																																																															
A	生活保護法による被保護世帯																																																																																																														
B	市町村民税非課税世帯 (A階層の世帯を除く)																																																																																																														
C1	市町村民税課税世帯であって、その税額の区分が次の区分に該当するもの (A階層の世帯を除く)	均等割の額のみ又は所得割合算額が39,600円未満																																																																																																													
C2		所得割合算額が 39,600円以上 44,100円未満																																																																																																													
C3		44,100円以上 48,600円未満																																																																																																													
C4		48,600円以上 54,000円未満																																																																																																													
C5		54,000円以上 59,000円未満																																																																																																													
C6		59,000円以上 64,000円未満																																																																																																													
C7		64,000円以上 79,000円未満																																																																																																													
C8		79,000円以上 97,000円未満																																																																																																													
C9		97,000円以上 114,000円未満																																																																																																													
C10		114,000円以上 133,000円未満																																																																																																													
C11		133,000円以上 151,000円未満																																																																																																													
C12		151,000円以上 169,000円未満																																																																																																													
C13		169,000円以上 205,000円未満																																																																																																													
C14		205,000円以上 256,000円未満																																																																																																													
C15		256,000円以上 301,000円未満																																																																																																													
C16		301,000円以上 397,000円未満																																																																																																													
C17		397,000円以上																																																																																																													
イ 第 二 子 以 降 軽 減 状 況	同時入所要件や年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降を無償としている。																																																																																																														
ウ 保 育 料 収 納 率	<table><tr><td>R6決算</td><td></td></tr><tr><td>現年度分</td><td>99.55%</td></tr><tr><td>滞納繰越分</td><td>34.94%</td></tr><tr><td>計</td><td>97.88%</td></tr></table>																			R6決算		現年度分	99.55%	滞納繰越分	34.94%	計	97.88%																																																																																				
R6決算																																																																																																															
現年度分	99.55%																																																																																																														
滞納繰越分	34.94%																																																																																																														
計	97.88%																																																																																																														

	北九州市																																																																																			
ア 市徴収基準額表	(単位:円)																																																																																			
	<table><tr><td rowspan="2">階層区分</td><td rowspan="2">定 義</td><td colspan="2">3 歳 未 満 児</td></tr><tr><td>保育標準時間</td><td>保育短時間</td></tr><tr><td>A</td><td>生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>B</td><td>市民税非課税世帯</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td rowspan="2">C</td><td>1 市民税均等割のみ課税</td><td>12,000</td><td>11,800</td></tr><tr><td>2 市民税所得割課税額 48,600円未満</td><td>14,100</td><td>13,900</td></tr><tr><td rowspan="12">D</td><td>1 " 48,600円～ 55,000円未満</td><td>17,100</td><td>16,800</td></tr><tr><td>2 " 55,000円～ 79,000円未満</td><td>21,600</td><td>21,200</td></tr><tr><td>3 " 79,000円～ 97,000円未満</td><td>28,400</td><td>27,900</td></tr><tr><td>4 " 97,000円～ 115,000円未満</td><td>33,200</td><td>32,600</td></tr><tr><td>5 " 115,000円～ 152,000円未満</td><td>39,900</td><td>39,200</td></tr><tr><td>6 " 152,000円～ 169,000円未満</td><td>43,800</td><td>43,000</td></tr><tr><td>7 " 169,000円～ 230,000円未満</td><td>49,800</td><td>48,900</td></tr><tr><td>8 " 230,000円～ 269,000円未満</td><td>52,800</td><td>51,900</td></tr><tr><td>9 " 269,000円～ 301,000円未満</td><td>55,800</td><td>54,800</td></tr><tr><td>10 " 301,000円～ 351,000円未満</td><td>59,300</td><td>58,300</td></tr><tr><td>11 " 351,000円～ 397,000円未満</td><td>61,300</td><td>60,200</td></tr><tr><td>12 " 397,000円以上</td><td>63,300</td><td>62,200</td></tr><tr><td colspan="4">ひとり親世帯等(ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯)に係る負担額</td></tr><tr><td>B</td><td>市民税非課税世帯</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td rowspan="2">C</td><td>1 市民税均等割のみ課税</td><td>6,000</td><td>5,900</td></tr><tr><td>2 市民税所得割課税額 48,600円未満</td><td>7,050</td><td>6,950</td></tr><tr><td rowspan="2">D</td><td>1 市民税均等割のみ課税 55,000円未満</td><td>7,200</td><td>7,100</td></tr><tr><td>2 市民税所得割課税額 77,101円未満</td><td>7,200</td><td>7,100</td></tr></table>				階層区分	定 義	3 歳 未 満 児		保育標準時間	保育短時間	A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	B	市民税非課税世帯	0	0	C	1 市民税均等割のみ課税	12,000	11,800	2 市民税所得割課税額 48,600円未満	14,100	13,900	D	1 " 48,600円～ 55,000円未満	17,100	16,800	2 " 55,000円～ 79,000円未満	21,600	21,200	3 " 79,000円～ 97,000円未満	28,400	27,900	4 " 97,000円～ 115,000円未満	33,200	32,600	5 " 115,000円～ 152,000円未満	39,900	39,200	6 " 152,000円～ 169,000円未満	43,800	43,000	7 " 169,000円～ 230,000円未満	49,800	48,900	8 " 230,000円～ 269,000円未満	52,800	51,900	9 " 269,000円～ 301,000円未満	55,800	54,800	10 " 301,000円～ 351,000円未満	59,300	58,300	11 " 351,000円～ 397,000円未満	61,300	60,200	12 " 397,000円以上	63,300	62,200	ひとり親世帯等(ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯)に係る負担額				B	市民税非課税世帯	0	0	C	1 市民税均等割のみ課税	6,000	5,900	2 市民税所得割課税額 48,600円未満	7,050	6,950	D	1 市民税均等割のみ課税 55,000円未満	7,200	7,100	2 市民税所得割課税額 77,101円未満	7,200	7,100
	階層区分	定 義	3 歳 未 満 児																																																																																	
			保育標準時間	保育短時間																																																																																
	A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0																																																																																
	B	市民税非課税世帯	0	0																																																																																
	C	1 市民税均等割のみ課税	12,000	11,800																																																																																
		2 市民税所得割課税額 48,600円未満	14,100	13,900																																																																																
	D	1 " 48,600円～ 55,000円未満	17,100	16,800																																																																																
		2 " 55,000円～ 79,000円未満	21,600	21,200																																																																																
		3 " 79,000円～ 97,000円未満	28,400	27,900																																																																																
		4 " 97,000円～ 115,000円未満	33,200	32,600																																																																																
		5 " 115,000円～ 152,000円未満	39,900	39,200																																																																																
		6 " 152,000円～ 169,000円未満	43,800	43,000																																																																																
		7 " 169,000円～ 230,000円未満	49,800	48,900																																																																																
		8 " 230,000円～ 269,000円未満	52,800	51,900																																																																																
		9 " 269,000円～ 301,000円未満	55,800	54,800																																																																																
		10 " 301,000円～ 351,000円未満	59,300	58,300																																																																																
		11 " 351,000円～ 397,000円未満	61,300	60,200																																																																																
		12 " 397,000円以上	63,300	62,200																																																																																
	ひとり親世帯等(ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯)に係る負担額																																																																																			
	B	市民税非課税世帯	0	0																																																																																
	C	1 市民税均等割のみ課税	6,000	5,900																																																																																
		2 市民税所得割課税額 48,600円未満	7,050	6,950																																																																																
	D	1 市民税均等割のみ課税 55,000円未満	7,200	7,100																																																																																
2 市民税所得割課税額 77,101円未満		7,200	7,100																																																																																	
注1 4～8月は前年度の市民税額に基づく保育料、9～3月は当年度の市民税額に基づく保育料となります。																																																																																				
階層区分認定の基礎となる課税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、婚姻歴のないひとり親世帯の場合、寡婦(夫)とみなして市民税額を計算します。		配当割額控除および株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。																																																																																		
イ 第二子以降軽減状況	令和5年12月より、上のお子さんの保育所等の利用の有無や年齢にかかわらず、2人目以降のお子さんは無料となります。上のお子さんが、生計を一にすると認められない場合は、無償化の対象外となります。 ひとり親世帯・在宅障がい児(者)がいる世帯等で市民税所得割課税額が77,101円未満の世帯の場合は、1人目のお子さんの軽減措置が		学生などで別の住所の場合も無償化の対象となりますが、上のお子さんの収入状況等により、あります。																																																																																	
ウ 保育料収納率	93.8%(令和6年度実績)																																																																																			

3歳以上は無償化のため削除

	福岡市																																																																																																																						
ア 市徴収基準額表	<table><tr><th colspan="4">利用児童の属する世帯の階層区分</th></tr><tr><th colspan="4"></th></tr><tr><th>階層区分</th><th colspan="3">区 分 （ 税 額 ）</th></tr><tr><td>A</td><td colspan="3">・生活保護法による被保護世帯 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯</td></tr><tr><td>B</td><td rowspan="11">A階層を除き、前年度市町村民税（9月以降は当該年度分市町村民税）の額の区分が次の区分に該当する世帯</td><td colspan="2">市町村民税非課税世帯</td></tr><tr><td>C1</td><td colspan="2">市町村民税のうち所得割非課税世帯</td></tr><tr><td>C2</td><td>市町村民税のうち所得割が</td><td>48,600円未満</td></tr><tr><td>D1</td><td>〃</td><td>48,600円～61,000円未満</td></tr><tr><td>D2</td><td>〃</td><td>61,000円～73,000円未満</td></tr><tr><td>D3</td><td>〃</td><td>73,000円～85,000円未満</td></tr><tr><td>D4</td><td>〃</td><td>85,000円～97,000円未満</td></tr><tr><td>D5</td><td>〃</td><td>97,000円～126,000円未満</td></tr><tr><td>D6</td><td>〃</td><td>126,000円～149,000円未満</td></tr><tr><td>D7</td><td>〃</td><td>149,000円～169,000円未満</td></tr><tr><td>D8</td><td>〃</td><td>169,000円～255,000円未満</td></tr><tr><td>D9</td><td>〃</td><td>255,000円～301,000円未満</td></tr><tr><td>D10</td><td>〃</td><td>301,000円～397,000円未満</td></tr><tr><td>D11</td><td>〃</td><td colspan="2">397,000円以上</td></tr></table>			利用児童の属する世帯の階層区分								階層区分	区 分 （ 税 額 ）			A	・生活保護法による被保護世帯 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯			B	A階層を除き、前年度市町村民税（9月以降は当該年度分市町村民税）の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯		C1	市町村民税のうち所得割非課税世帯		C2	市町村民税のうち所得割が	48,600円未満	D1	〃	48,600円～61,000円未満	D2	〃	61,000円～73,000円未満	D3	〃	73,000円～85,000円未満	D4	〃	85,000円～97,000円未満	D5	〃	97,000円～126,000円未満	D6	〃	126,000円～149,000円未満	D7	〃	149,000円～169,000円未満	D8	〃	169,000円～255,000円未満	D9	〃	255,000円～301,000円未満	D10	〃	301,000円～397,000円未満	D11	〃	397,000円以上		<table><tr><th colspan="3">保 育 料 の 額 （ 月 額 ）</th></tr><tr><th colspan="2">第1子</th><th>第2子以降</th></tr><tr><th>保育標準時間</th><th>保育短時間</th><th>保育標準時間 保育短時間</th></tr><tr><td>0 円</td><td>0 円</td><td>0 円</td></tr><tr><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>14,200</td><td>13,900</td><td>0</td></tr><tr><td>17,000</td><td>16,700</td><td>0</td></tr><tr><td>19,800</td><td>19,400</td><td>0</td></tr><tr><td>22,600</td><td>22,200</td><td>0</td></tr><tr><td>25,400</td><td>24,900</td><td>0</td></tr><tr><td>28,200</td><td>27,700</td><td>0</td></tr><tr><td>31,900</td><td>31,300</td><td>0</td></tr><tr><td>35,600</td><td>34,900</td><td>0</td></tr><tr><td>39,300</td><td>38,600</td><td>0</td></tr><tr><td>44,600</td><td>43,800</td><td>0</td></tr><tr><td>53,000</td><td>52,000</td><td>0</td></tr><tr><td>64,000</td><td>62,900</td><td>0</td></tr><tr><td>83,200</td><td>81,700</td><td>0</td></tr></table>		保 育 料 の 額 （ 月 額 ）			第1子		第2子以降	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間 保育短時間	0 円	0 円	0 円	0	0	0	14,200	13,900	0	17,000	16,700	0	19,800	19,400	0	22,600	22,200	0	25,400	24,900	0	28,200	27,700	0	31,900	31,300	0	35,600	34,900	0	39,300	38,600	0	44,600	43,800	0	53,000	52,000	0	64,000	62,900	0	83,200	81,700	0
利用児童の属する世帯の階層区分																																																																																																																							
階層区分	区 分 （ 税 額 ）																																																																																																																						
A	・生活保護法による被保護世帯 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯																																																																																																																						
B	A階層を除き、前年度市町村民税（9月以降は当該年度分市町村民税）の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯																																																																																																																					
C1		市町村民税のうち所得割非課税世帯																																																																																																																					
C2		市町村民税のうち所得割が	48,600円未満																																																																																																																				
D1		〃	48,600円～61,000円未満																																																																																																																				
D2		〃	61,000円～73,000円未満																																																																																																																				
D3		〃	73,000円～85,000円未満																																																																																																																				
D4		〃	85,000円～97,000円未満																																																																																																																				
D5		〃	97,000円～126,000円未満																																																																																																																				
D6		〃	126,000円～149,000円未満																																																																																																																				
D7		〃	149,000円～169,000円未満																																																																																																																				
D8		〃	169,000円～255,000円未満																																																																																																																				
D9	〃	255,000円～301,000円未満																																																																																																																					
D10	〃	301,000円～397,000円未満																																																																																																																					
D11	〃	397,000円以上																																																																																																																					
保 育 料 の 額 （ 月 額 ）																																																																																																																							
第1子		第2子以降																																																																																																																					
保育標準時間	保育短時間	保育標準時間 保育短時間																																																																																																																					
0 円	0 円	0 円																																																																																																																					
0	0	0																																																																																																																					
14,200	13,900	0																																																																																																																					
17,000	16,700	0																																																																																																																					
19,800	19,400	0																																																																																																																					
22,600	22,200	0																																																																																																																					
25,400	24,900	0																																																																																																																					
28,200	27,700	0																																																																																																																					
31,900	31,300	0																																																																																																																					
35,600	34,900	0																																																																																																																					
39,300	38,600	0																																																																																																																					
44,600	43,800	0																																																																																																																					
53,000	52,000	0																																																																																																																					
64,000	62,900	0																																																																																																																					
83,200	81,700	0																																																																																																																					
	<table><tr><th rowspan="2">本市区分</th><th rowspan="2">国区分</th><th colspan="2">徴収金基準額(月額)</th></tr><tr><th>保育標準時間</th><th>保育短時間</th></tr><tr><td>A</td><td>1</td><td>0 円</td><td>0 円</td></tr><tr><td>B</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>C1</td><td rowspan="2">3</td><td rowspan="2">19,500</td><td rowspan="2">19,300</td></tr><tr><td>C2</td></tr><tr><td>D1</td><td rowspan="4">4</td><td rowspan="4">30,000</td><td rowspan="4">29,600</td></tr><tr><td>D2</td></tr><tr><td>D3</td></tr><tr><td>D4</td></tr><tr><td>D5</td><td rowspan="3">5</td><td rowspan="3">44,500</td><td rowspan="3">43,900</td></tr><tr><td>D6</td></tr><tr><td>D7</td></tr><tr><td>D8</td><td rowspan="2">6</td><td rowspan="2">61,000</td><td rowspan="2">60,100</td></tr><tr><td>D9</td></tr><tr><td>D10</td><td>7</td><td>80,000 〔保育単価 限 度〕</td><td>78,800 〔保育単価 限 度〕</td></tr><tr><td>D11</td><td>8</td><td>104,000 〔保育単価 限 度〕</td><td>102,400 〔保育単価 限 度〕</td></tr></table>			本市区分	国区分	徴収金基準額(月額)		保育標準時間	保育短時間	A	1	0 円	0 円	B	2	0	0	C1	3	19,500	19,300	C2	D1	4	30,000	29,600	D2	D3	D4	D5	5	44,500	43,900	D6	D7	D8	6	61,000	60,100	D9	D10	7	80,000 〔保育単価 限 度〕	78,800 〔保育単価 限 度〕	D11	8	104,000 〔保育単価 限 度〕	102,400 〔保育単価 限 度〕																																																																							
本市区分	国区分	徴収金基準額(月額)																																																																																																																					
		保育標準時間	保育短時間																																																																																																																				
A	1	0 円	0 円																																																																																																																				
B	2	0	0																																																																																																																				
C1	3	19,500	19,300																																																																																																																				
C2																																																																																																																							
D1	4	30,000	29,600																																																																																																																				
D2																																																																																																																							
D3																																																																																																																							
D4																																																																																																																							
D5	5	44,500	43,900																																																																																																																				
D6																																																																																																																							
D7																																																																																																																							
D8	6	61,000	60,100																																																																																																																				
D9																																																																																																																							
D10	7	80,000 〔保育単価 限 度〕	78,800 〔保育単価 限 度〕																																																																																																																				
D11	8	104,000 〔保育単価 限 度〕	102,400 〔保育単価 限 度〕																																																																																																																				
	注1 第何子かを決定する際は、保育施設等を同時利用している必要はなく、きょうだいの年齢制限 ただし、第1子が就学や療養等の関係で別居している場合は、第2子以降であることの確認が 注2 税額区分の市町村民税額については、福岡市をはじめとする政令市は税率8%を適用されて 注3 階層区分認定の際の基礎となる課税額は、住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税 注4 保育料は児童の当該年度初日の前日時点の年齢により決定されますので、年度の途中で3歳の また、年度途中で入所した場合も当該年度初日の前日時点の年齢により決定されます。																																																																																																																						
イ 第二子以降 軽減状況	市独自で令和5年度より第2子無償化を開始。																																																																																																																						
ウ 保育料取納率	<table><tr><td>現年度</td><td>98.98 %</td></tr><tr><td>過年度</td><td>16.02 %</td></tr><tr><td>計</td><td>90.29 %</td></tr></table>			現年度	98.98 %	過年度	16.02 %	計	90.29 %																																																																																																														
現年度	98.98 %																																																																																																																						
過年度	16.02 %																																																																																																																						
計	90.29 %																																																																																																																						
	このほか、18歳未満の児童を3人以上養育している場合、第3子以降の児童の就学前3年間の副食費を免除する第3子優遇事業を実施																																																																																																																						

		熊 本 市	
ア 市徴収基準額表	令和7年度		
	入 所 児 童 の 属 す る 世 帯 の 階 層 区 分		保 育 料 の 額 (月 額)
	階層区分		3号認定(3歳未満)2号認定(3歳以上)
	第1	生活保護世帯	保育標準時間 保育短時間
	第2	市民税非課税世帯	保育標準時間 保育短時間
	第3－1	市民税所得割課税	24,300円未満
	第3－2	＂	24,300円以上 48,600円未満
	第4－1	＂	48,600円以上 65,000円未満
	第4－2	＂	65,000円以上 81,000円未満
	第4－3	＂	81,000円以上 97,000円未満
	第5－1	＂	97,000円以上 121,000円未満
	第5－2	＂	121,000円以上 145,000円未満
	第5－3	＂	145,000円以上 169,000円未満
	第6－1	＂	169,000円以上 213,000円未満
	第6－2	＂	213,000円以上 257,000円未満
	第6－3	＂	257,000円以上 301,000円未満
	第7－1	＂	301,000円以上 349,000円未満
	第7－2	＂	349,000円以上 397,000円未満
	第8	＂	397,000円以上
	イ 第 二 子 以 降 軽 減 状 況	注 4	表中の年齢については、令和 7 年(2025 年)3 月 31 日 現 階層区分は保護者の市民税所得割額の合算額により算定し 年度分の市民税所得割額により決定します。
注 5		市民税所得割額を計算する際、調整控除以外の税額控除(されません。 この利用者負担額のほか、各園により教材費や行事費など 平成 30 年度(2018 年度)より熊本市など政令指定都市の 保育料)は旧税率(6%)を用いて計算します。政令指定都市 乗じて計算し直したうえで、利用者負担額(保育料)の表を 保護者が、里親又は小規模住居型児童養育事業(ファミー 施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設)の長	
ウ 保 育 料 収 納 率	注 4	同一世帯に生計を一にする 18 歳未満の兄・姉がいる場合、 については無料となります。同一世帯の 2 人以上の児童が (私学助成対象園)、企業主導型保育事業、特別支援学校 支援を利用する場合には、2 人目の児童については半額に 額 57,700 円未満(階層②～④－1 の一部)の世帯につい 2 人目の児童については半額に、また、3 人目以降の児童 母子(父子)世帯並びに身体障害者手帳・療育手帳・精神障 税所得割額が 77,101 円未満(本市階層③－1～④－2 の 目以降は無料となります。	
	注 5	そのうちの最年長の児童から順に数えて 3 人目 以降の 3 号認定児童、同時に保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、私立幼稚園 幼稚園、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、医療 型児童発達、また、3 人目以降の児童については 無料となります。市民税所得割 では、生計を一にする兄・姉がいる 場合には、上の子の年齢を問わず については無料 となります。 害者保健福祉手帳の交付を受けた方がいる世帯等については、市民 一部)の場合、1 人目は、3 号 認定については 4,000 円となり、2 人	
		配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用	
		の実費等の負担が必要な場合があります。 市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額(に住所があった方が課 税資料を確認される際は、所得割額に 6／8 を 御覧ください。 ホーム)を行う者、児童福祉施設(乳児院、児 童養護施設、障害児入所 である場合、階層①となります。	
		在の満年齢により決定します。 、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月 から翌年 3 月は当	
		配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用	
		の実費等の負担が必要な場合があります。 市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額(に住所があった方が課 税資料を確認される際は、所得割額に 6／8 を 御覧ください。 ホーム)を行う者、児童福祉施設(乳児院、児 童養護施設、障害児入所 である場合、階層①となります。	
		在の満年齢により決定します。 、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月 から翌年 3 月は当	
		配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用	
		の実費等の負担が必要な場合があります。 市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額(に住所があった方が課 税資料を確認される際は、所得割額に 6／8 を 御覧ください。 ホーム)を行う者、児童福祉施設(乳児院、児 童養護施設、障害児入所 である場合、階層①となります。	
		在の満年齢により決定します。 、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月 から翌年 3 月は当	
		配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用	
		の実費等の負担が必要な場合があります。 市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額(に住所があった方が課 税資料を確認される際は、所得割額に 6／8 を 御覧ください。 ホーム)を行う者、児童福祉施設(乳児院、児 童養護施設、障害児入所 である場合、階層①となります。	
		在の満年齢により決定します。 、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月 から翌年 3 月は当	
		配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用	
		の実費等の負担が必要な場合があります。 市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額(に住所があった方が課 税資料を確認される際は、所得割額に 6／8 を 御覧ください。 ホーム)を行う者、児童福祉施設(乳児院、児 童養護施設、障害児入所 である場合、階層①となります。	
		在の満年齢により決定します。 、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月 から翌年 3 月は当	
		配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用	
		の実費等の負担が必要な場合があります。 市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額(に住所があった方が課 税資料を確認される際は、所得割額に 6／8 を 御覧ください。 ホーム)を行う者、児童福祉施設(乳児院、児 童養護施設、障害児入所 である場合、階層①となります。	
		在の満年齢により決定します。 、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月 から翌年 3 月は当	
		配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用	
		の実費等の負担が必要な場合があります。 市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額(に住所があった方が課 税資料を確認される際は、所得割額に 6／8 を 御覧ください。 ホーム)を行う者、児童福祉施設(乳児院、児 童養護施設、障害児入所 である場合、階層①となります。	
		在の満年齢により決定します。 、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月 から翌年 3 月は当	
		配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用	
		の実費等の負担が必要な場合があります。 市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額(に住所があった方が課 税資料を確認される際は、所得割額に 6／8 を 御覧ください。 ホーム)を行う者、児童福祉施設(乳児院、児 童養護施設、障害児入所 である場合、階層①となります。	
		在の満年齢により決定します。 、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月 から翌年 3 月は当	
		配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用	
		の実費等の負担が必要な場合があります。 市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額(に住所があった方が課 税資料を確認される際は、所得割額に 6／8 を 御覧ください。 ホーム)を行う者、児童福祉施設(乳児院、児 童養護施設、障害児入所 である場合、階層①となります。	
		在の満年齢により決定します。 、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月 から翌年 3 月は当	
		配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用	
		の実費等の負担が必要な場合があります。 市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額(に住所があった方が課 税資料を確認される際は、所得割額に 6／8 を 御覧ください。 ホーム)を行う者、児童福祉施設(乳児院、児 童養護施設、障害児入所 である場合、階層①となります。	
		在の満年齢により決定します。 、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月 から翌年 3 月は当	
		配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用	
		の実費等の負担が必要な場合があります。 市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額(に住所があった方が課 税資料を確認される際は、所得割額に 6／8 を 御覧ください。 ホーム)を行う者、児童福祉施設(乳児院、児 童養護施設、障害児入所 である場合、階層①となります。	
		在の満年齢により決定します。 、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月 から翌年 3 月は当	
		配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用	
		の実費等の負担が必要な場合があります。 市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額(に住所があった方が課 税資料を確認される際は、所得割額に 6／8 を 御覧ください。 ホーム)を行う者、児童福祉施設(乳児院、児 童養護施設、障害児入所 である場合、階層①となります。	
		在の満年齢により決定します。 、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月 から翌年 3 月は当	
		配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用	
		の実費等の負担が必要な場合があります。 市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額(に住所があった方が課 税資料を確認される際は、所得割額に 6／8 を 御覧ください。 ホーム)を行う者、児童福祉施設(乳児院、児 童養護施設、障害児入所 である場合、階層①となります。	
		在の満年齢により決定します。 、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月 から翌年 3 月は当	
		配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用	
		の実費等の負担が必要な場合があります。 市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額(に住所があった方が課 税資料を確認される際は、所得割額に 6／8 を 御覧ください。 ホーム)を行う者、児童福祉施設(乳児院、児 童養護施設、障害児入所 である場合、階層①となります。	
		在の満年齢により決定します。 、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月 から翌年 3 月は当	
		配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用	
		の実費等の負担が必要な場合があります。 市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額(に住所があった方が課 税資料を確認される際は、所得割額に 6／8 を 御覧ください。 ホーム)を行う者、児童福祉施設(乳児院、児 童養護施設、障害児入所 である場合、階層①となります。	
		在の満年齢により決定します。 、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月 から翌年 3 月は当	
		配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用	
		の実費等の負担が必要な場合があります。 市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額(に住所があった方が課 税資料を確認される際は、所得割額に 6／8 を 御覧ください。 ホーム)を行う者、児童福祉施設(乳児院、児 童養護施設、障害児入所 である場合、階層①となります。	
		在の満年齢により決定します。 、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月 から翌年 3 月は当	
		配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用	
		の実費等の負担が必要な場合があります。 市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額(に住所があった方が課 税資料を確認される際は、所得割額に 6／8 を 御覧ください。 ホーム)を行う者、児童福祉施設(乳児院、児 童養護施設、障害児入所 である場合、階層①となります。	
		在の満年齢により決定します。 、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月 から翌年 3 月は当	
		配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用	
		の実費等の負担が必要な場合があります。 市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額(に住所があった方が課 税資料を確認される際は、所得割額に 6／8 を 御覧ください。 ホーム)を行う者、児童福祉施設(乳児院、児 童養護施設、障害児入所 である場合、階層①となります。	
		在の満年齢により決定します。 、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月 から翌年 3 月は当	
		配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用	
		の実費等の負担が必要な場合があります。 市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額(に住所があった方が課 税資料を確認される際は、所得割額に 6／8 を 御覧ください。 ホーム)を行う者、児童福祉施設(乳児院、児 童養護施設、障害児入所 である場合、階層①となります。	
		在の満年齢により決定します。 、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月 から翌年 3 月は当	
		配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用	
		の実費等の負担が必要な場合があります。 市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額(に住所があった方が課 税資料を確認される際は、所得割額に 6／8 を 御覧ください。 ホーム)を行う者、児童福祉施設(乳児院、児 童養護施設、障害児入所 である場合、階層①となります。	
		在の満年齢により決定します。 、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月 から翌年 3 月は当	
		配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用	
		の実費等の負担が必要な場合があります。 市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額(に住所があった方が課 税資料を確認される際は、所得割額に 6／8 を 御覧ください。 ホーム)を行う者、児童福祉施設(乳児院、児 童養護施設、障害児入所 である場合、階層①となります。	
		在の満年齢により決定します。 、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月 から翌年 3 月は当	
		配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用	
		の実費等の負担が必要な場合があります。 市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額(に住所があった方が課 税資料を確認される際は、所得割額に 6／8 を 御覧ください。 ホーム)を行う者、児童福祉施設(乳児院、児 童養護施設、障害児入所 である場合、階層①となります。	
		在の満年齢により決定します。 、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月 から翌年 3 月は当	
		配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用	
		の実費等の負担が必要な場合があります。 市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額(に住所があった方が課 税資料を確認される際は、所得割額に 6／8 を 御覧ください。 ホーム)を行う者、児童福祉施設(乳児院、児 童養護施設、障害児入所 である場合、階層①となります。	
		在の満年齢により決定します。 、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月 から翌年 3 月は当	
		配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用	
		の実費等の負担が必要な場合があります。 市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額(に住所があった方が課 税資料を確認される際は、所得割額に 6／8 を 御覧ください。 ホーム)を行う者、児童福祉施設(乳児院、児 童養護施設、障害児入所 である場合、階層①となります。	
		在の満年齢により決定します。 、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月 から翌年 3 月は当	
		配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用	
		の実費等の負担が必要な場合があります。 市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額(に住所があった方が課 税資料を確認される際は、所得割額に 6／8 を 御覧ください。 ホーム)を行う者、児童福祉施設(乳児院、児 童養護施設、障害児入所 である場合、階層①となります。	
		在の満年齢により決定します。 、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月 から翌年 3 月は当	
		配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用	
		の実費等の負担が必要な場合があります。 市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額(に住所があった方が課 税資料を確認される際は、所得割額に 6／8 を 御覧ください。 ホーム)を行う者、児童福祉施設(乳児院、児 童養護施設、障害児入所 である場合、階層①となります。	
		在の満年齢により決定します。 、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月 から翌年 3 月は当	
		配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用	
		の実費等の負担が必要な場合があります。 市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額(に住所があった方が課 税資料を確認される際は、所得割額に 6／8 を 御覧ください。 ホーム)を行う者、児童福祉施設(乳児院、児 童養護施設、障害児入所 である場合、階層①となります。	
		在の満年齢により決定します。 、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月 から翌年 3 月は当	
		配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用	
		の実費等の負担が必要な場合があります。 市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額(に住所があった方が課 税資料を確認される際は、所得割額に 6／8 を 御覧ください。 ホーム)を行う者、児童福祉施設(乳児院、児 童養護施設、障害児入所 である場合、階層①となります。	
		在の満年齢により決定します。 、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月 から翌年 3 月は当	
		配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用	
		の実費等の負担が必要な場合があります。 市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額(に住所があった方が課 税資料を確認される際は、所得割額に 6／8 を 御覧ください。 ホーム)を行う者、児童福祉施設(乳児院、児 童養護施設、障害児入所 である場合、階層①となります。	
		在の満年齢により決定します。 、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月 から翌年 3 月は当	
		配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用	
		の実費等の負担が必要な場合があります。 市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額(に住所があった方が課 税資料を確認される際は、所得割額に 6／8 を 御覧ください。 ホーム)を行う者、児童福祉施設(乳児院、児 童養護施設、障害児入所 である場合、階層①となります。	
		在の満年齢により決定します。 、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月 から翌年 3 月は当	
		配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用	
		の実費等の負担が必要な場合があります。 市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額(に住所があった方が課 税資料を確認される際は、所得割額に 6／8 を 御覧ください。 ホーム)を行う者、児童福祉施設(乳児院、児 童養護施設、障害児入所 である場合、階層①となります。	
		在の満年齢により決定します。 、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月 から翌年 3 月は当	
		配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用	
		の実費等の負担が必要な場合があります。 市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額(に住所があった方が課 税資料を確認される際は、所得割額に 6／8 を 御覧ください。 ホーム)を行う者、児童福祉施設(乳児院、児 童養護施設、障害児入所 である場合、階層①となります。	
		在の満年齢により決定します。 、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月 から翌年 3 月は当	
		配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用	
		の実費等の負担が必要な場合があります。 市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額(に住所があった方が課 税資料を確認される際は、所得割額に 6／8 を 御覧ください。 ホーム)を行う者、児童福祉施設(乳児院、児 童養護施設、障害児入所 である場合、階層①となります。	
		在の満年齢により決定します。 、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月 から翌年 3 月は当	
		配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用	
		の実費等の負担が必要な場合があります。 市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額(に住所があった方が課 税資料を確認される際は、所得割額に 6／8 を 御覧ください。 ホーム)を行う者、児童福祉施設(乳児院、児 童養護施設、障害児入所 である場合、階層①となります。	
		在の満年齢により決定します。 、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月 から翌年 3 月は当	
		配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用	
		の実費等の負担が必要な場合があります。 市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額(に住所があった方が課 税資料を確認される際は、所得割額に 6／8 を 御覧ください。 ホーム)を行う者、児童福祉施設(乳児院、児 童養護施設、障害児入所 である場合、階層①となります。	
		在の満年齢により決定します。 、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月 から翌年 3 月は当	
		配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用	
		の実費等の負担が必要な場合があります。 市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額(に住所があった方が課 税資料を確認される際は、所得割額に 6／8 を 御覧ください。 ホーム)を行う者、児童福祉施設(乳児院、児 童養護施設、障害児入所 である場合、階層①となります。	
		在の満年齢により決定します。 、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月 から翌年 3 月は当	
		配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用	
		の実費等の負担が必要な場合があります。 市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額(に住所があった方が課 税資料を確認される際は、所得割額に 6／8 を 御覧ください。 ホーム)を行う者、児童福祉施設(乳児院、児 童養護施設、障害児入所 である場合、階層①となります。	
		在の満年齢により決定します。 、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月 から翌年 3 月は当	
		配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用	
		の実費等の負担が必要な場合があります。 市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額(に住所があった方が課 税資料を確認される際は、所得割額に 6／8 を 御覧ください。 ホーム)を行う者、児童福祉施設(乳児院、児 童養護施設、障害児入所 である場合、階層①となります。	
		在の満年齢により決定します。 、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月 から翌年 3 月は当	
		配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用	
		の実費等の負担が必要な場合があります。 市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額(に住所があった方が課 税資料を確認される際は、所得割額に 6／8 を 御覧ください。 ホーム)を行う者、児童福祉施設(乳児院、児 童養護施設、障害児入所 である場合、階層①となります。	
		在の満年齢により決定します。 、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月 から翌年 3 月は当	
		配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用	
		の実費等の負担が必要な場合があります。 市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額(に住所があった方が課 税資料を確認される際は、所得割額に 6／8 を 御覧ください。 ホーム)を行う者、児童福祉施設(乳児院、児 童養護施設、障害児入所 である場合、階層①となります。	
		在の満年齢により決定します。 、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月 から翌年 3 月は当	
		配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用	
		の実費等の負担が必要な場合があります。 市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額(に住所があった方が課 税資料を確認される際は、所得割額に 6／8 を 御覧ください。 ホーム)を行う者、児童福祉施設(乳児院、児 童養護施設、障害児入所 である場合、階層①となります。	
		在の満年齢により決定します。 、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月 から翌年 3 月は当	
		配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用	
		の実費等の負担が必要な場合があります。 市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額(に住所があった方が課 税資料を確認される際は、所得割額に 6／8 を 御覧ください。 ホーム)を行う者、児童福祉施設(乳児院、児 童養護施設、障害児入所 である場合、階層①となります。	
		在の満年齢により決定します。 、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月 から翌年 3 月は当	
		配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用	
		の実費等の負担が必要な場合があります。 市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額(に住所があった方が課 税資料を確認される際は、所得割額に 6／8 を 御覧ください。 ホーム)を行う者、児童福祉施設(乳児院、児 童養護施設、障害児入所 である場合、階層①となります。	
		在の満年齢により決定します。 、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月 から翌年 3 月は当	
		配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用	
		の実費等の負担が必要な場合があります。 市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額(に住所があった方が課 税資料を確認される際は、所得割額に 6／8 を 御覧ください。 ホーム)を行う者、児童福祉施設(乳児院、児 童養護施設、障害児入所 である場合、階層①となります。	
		在の満年齢により決定します。 、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月 から翌年 3 月は当	
		配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用	
		の実費等の負担が必要な場合があります。 市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額(に住所があった方が課 税資料を確認される際は、所得割額に 6／8 を 御覧ください。 ホーム)を行う者、児童福祉施設(乳児院、児 童養護施設、障害児入所 である場合、階層①となります。	
		在の満年齢により決定します。 、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月 から翌年 3 月は当	
		配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用	
		の実費等の負担が必要な場合があります。 市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額(に住所があった方が課 税資料を確認される際は、所得割額に 6／8 を 御覧ください。 ホーム)を行う者、児童福祉施設(乳児院、児 童養護施設、障害児入所 である場合、階層①となります。	
		在の満年齢により決定します。 、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月 から翌年 3 月は当	
		配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用	
		の実費等の負担が必要な場合があります。 市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額(に住所があった方が課 税資料を確認される際は、所得割額に 6／8 を 御覧ください。 ホーム)を行う者、児童福祉施設(乳児院、児 童養護施設、障害児入所 である場合、階層①となります。	
		在の満年齢により決定します。 、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月 から翌年 3 月は当	
		配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用	
		の実費等の負担が必要な場合があります。 市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額(に住所があった方が課 税資料を確認される際は、所得割額に 6／8 を 御覧ください。 ホーム)を行う者、児童福祉施設(乳児院、児 童養護施設、障害児入所 である場合、階層①となります。	
		在の満年齢により決定します。 、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月 から翌年 3 月は当	
		配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用	
		の実費等の負担が必要な場合があります。 市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額(に住所があった方が課 税資料を確認される際は、所得割額に 6／8 を 御覧ください。 ホーム)を行う者、児童福祉施設(乳児院、児 童養護施設、障害児入所 である場合、階層①となります。	
		在の満年齢により決定します。 、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月 から翌年 3 月は当	
		配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用	
		の実費等の負担が必要な場合があります。 市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額(に住所があった方が課 税資料を確認される際は、所得割額に 6／8 を 御覧ください。 ホーム)を行う者、児童福祉施設(乳児院、児 童養護施設、障害児入所 である場合、階層①となります。	
		在の満年齢により決定します。 、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月 から翌年 3 月は当	
		配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用	
		の実費等の負担が必要な場合があります。 市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額(に住所があった方が課 税資料を確認される際は、所得割額に 6／8 を 御覧ください。 ホーム)を行う者、児童福祉施設(乳児院、児 童養護施設、障害児入所 である場合、階層①となります。	
		在の満年齢により決定します。 、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月 から翌年 3 月は当	
		配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用	
		の実費等の負担が必要な場合があります。 市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額(に住所があった方が課 税資料を確認される際は、所得割額に 6／8 を 御覧ください。 ホーム)を行う者、児童福祉施設(乳児院、児 童養護施設、障害児入所 である場合、階層①となります。	
		在の満年齢により決定します。 、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月 から翌年 3 月は当	
		配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用	

